

第2回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第2回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年2月19日（水）13：00～15：43

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、豊福参与、林参与、
藤谷参与、松元参与、湯浅参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、鈴木法令基準室長、古谷企画官

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

（1）「本日主に議論していただきたい事項」に関する意見交換

① 公益信託における財務規律関係

- －公益事務割合の基準
- －特定資産公益信託の規律
- －信託報酬の規律

② 公益信託認可等の手続関係

- －受託者・信託管理人の要件
- －申請時提出書類・定期提出書類
- －公益信託の開示の在り方

③ 第1回を踏まえた検討

- －信託契約書、認可申請、変更手続きの整理
- －特別の利益を与えてはいけない関係者の範囲

④ 公益信託における計算規則の考え方

⑤ 自由討議

3. 閉会

○湯浅座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開会いたします。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、まず事務局から事前連絡をお願いいたします。

○古谷企画官 事務局でございます。

本日の参与の出席状況について御報告いたします。大塚参与、林参与、藤谷参与、松元参与がオンラインで御参加、弥永参与は御欠席となっております。

お手元の議事次第の「配布資料」として書かれてある部分を確認させていただきたいと思いますが、本日、配付資料としましては、01として本日の議論の土台とする研究会説明資料を配付させていただいております。

資料02、03として府令についての三段表、また、説明資料になりまして、前回からの修正箇所については赤字とさせていただいております。

資料04、05については、今回新しくお配りさせていただいた内閣府令・法務省令についての二段表と説明資料となっております。

06から14に関しましては、参与からこの間に頂いた資料を参考資料として配付させていただいております。こちらについては、事務局に提出いただいた順序によって番号をつけさせていただいております。

以上が配付資料の御説明になります。

今回、会議室ではお一人に1つずつマイクを設置しておりますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わられましたらオフにさせていただくようお願いいたします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から「①公益信託における財務規律関係」について説明をいただいた後に、出席者の皆様から御意見をいただければと存じます。

事務局は説明をお願いいたします。

○古谷企画官 事務局のほうで議事について御説明させていただきたいと思います。

時間の関係もありますので、若干足早になりますことを御了承いただけたらと思います。

まず、資料1の説明資料5ページを御説明させていただきます。

財務規律を議題として取り上げさせていただきます。ここに挙げさせていただいた公益事務割合、特定資産公益信託の規律、信託報酬の規律の3つの観点は、事務局として特に

御意見を伺いたい事項として挙げております。

6 ページをご覧ください。

財務規律の全体像になります。公益法人認定法で定められた、中期的収支均衡、公益目的事業比率、使途不特定財産の保有規制について整合する形で新公益信託法で定められております。公益信託法において、信託財産は公益目的に使われるものであり、それが死蔵されることなく適正に活用されることが求められております。

公益信託の規律について、本年4月に施行が予定される改正後の公益法人認定法の後の規律に合わせております。

7 ページをご覧ください。

中期的収支均衡は府令の規制でして、経常収益について5年で均衡させるという規律になっております。右の灰色のボックスにもありますとおり、公益信託では収益事業がないこと、また、管理会計等がないことによる違いはあり、なるべく削れる部分は削った形での御提案となっております。大きな考え方は公益法人と共通ということですが、指定純資産の会計上の取扱い等については会計研究会でも御議論いただいているところになります。

続きまして、8 ページをご覧ください。

これは公益事務割合の規律になります。公益法人であれば、左下の損益計算書の図のとおり、公益目的事業会計、収益事業会計、法人管理会計という3つの会計区分が通常想定され、公益目的事業を行うことを主たる目的とする公益法人では公益事業を50%以上行うことが要請されております。

他方で、右にある公益信託のほうになりますが、公益事務に関する会計があるのみになります。そのため、一つの会計区分の中における費用割合として公益事務の実施に係る事業費にきちんと使われることを担保するための規制になっております。

ここで特に御議論いただきたい事項としまして、事業費と管理費の割合について、事務局としては差し当たり80%が事業費に使われるという御提案をさせていただいております。御意見をいただきたい点になります。

この関係で少し先に飛びまして、11ページの公益信託報酬のページをご覧ください。

公益信託報酬は、公益信託事務の処理の対価として受託者が受け取る報酬になります。原則としましては、当然、当事者の合意によって定めるものですが、ここについては公益事務割合との関係で取り上げさせていただきました。事務局提案に係るものが含まれております。

左下の公益事務割合における公益信託報酬の規律という部分をご覧ください。公益信託報酬に関しましては、管理費として計上することのみをまず原則としまして、事業費に係るものについては、説明いただいたものについては事業費に計上することを逍遥するという考えを提示しております。

左側の「例えば、」以下のところですが、第三者への委託費であれば、その委託費を事業費としてある程度明確に事業費計上が容易であるところ、受託者の使用人が公益信託事

務に従事していた場合に、それを事業費として明らかにすることが可能であれば、事業費で計上するというのを例として挙げております。

その点も含めまして、右側にありますが、事業費と管理費の割合について御検討、御意見をいただければと存じます。

公益信託報酬の点に関しては、公益事務割合の点以外に、左側の項目の上側になります。報酬の支払基準の具体的内容として、認可基準としてどこまでを求めるべきか。また、どこまで開示、公表すべきかといった点も御意見をいただければと存じます。

9 ページに戻っていただければと存じます。

これはストック規制になりまして、使途不特定のまま財産を指導することを防ぐための規制になります。この点も公益法人の制度を踏まえつつ、公益信託には収益事業がないことを踏まえて簡素化した形での規律となっております。

10 ページ、特定公益信託のページをご覧ください。

これまで御説明させていただいた財務三規律の適用が除外される公益信託について特定資産公益信託の類型として挙げております。この類型に関しましては、財務規律がなくとも自由であるというよりは、財務規律を及ぼさなくてもそれ自体で死蔵を防ぐ仕組みを確保されているということで、あえて財務規律を及ぼす必要がないことで簡素化を図った類型になります。

問題となりますのは、特に御意見をいただきたい点②に関わるものですが、例えば1 億円を10年で配るといった公益信託が設定された場合に、6 年目に10億円追加されたという場合、当初の信託事務では財産が減っていかず死蔵されてしまうというケースについてどのように対応するかということが問題となります。

死蔵を防ぐ仕組みとしまして、前回既に上限規制を提案させていただいたところ、豊福参与のほうから実務的に難しいという御意見もあった中でさらに検討しまして、案2として、利子等の収益以上を支出する、すなわち、支出のルールとして元本に切り込むことを確保するというような御提案もさせていただいております。

案1、案2は、案3や案4とは排他的なものとはなりません。案3は、追加信託等があった場合に事業計画にその旨を織り込む方法を検討していただく案です。また、案4ですが、信託管理人による監督法を定める方法もしっかり監督していく形で合わせるということも規律としてすることが考えられます。

財務規律に関する御説明は以上になります。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、質問をいただきたいと存じます。オンラインで御参加の方も、御意見がございましたら挙手をお願いいたします。

いかがでございましょうか。

では、豊福先生、お願いします。

○豊福参与 確認と意見等を踏まえて何点かございまして、まず7 ページ目の中期的収支

均衡の点で、これは確認なのですけれども、右側の水色の部分のポツ2でしょうか。委託者・寄附者が使途を定める指定純資産とありますけれども、公益信託の場合は私ども信託銀行では信託契約を締結しますが、信託契約には信託の目的とか制度趣旨みたいなのが一定程度記載されています。そういう意味で、公益信託における資産の使い道というのはものすごく限定されているということから、大体一般的には公益信託として認定された場合の指定純資産になるという理解でいいのかどうかというのがまず質問としてございます。

続きまして、これは意見としての点からですけれども、8ページ目の公益事務割合です。こちらについて、今日別途資料で提示していますが、私ども信託協会の社員会社4社では344件の受託実績が現在あり、これについて、公益事務割合としまして、総支出から信託報酬を除いたものを分子としまして、総支出を分母とするような算式で算定したところ、344件中65件、18.9%では80%を達成できないような状態となっております。当然既存の公益信託というのは新法でいう特定資産公益信託となり、公益事務割合の規制の対象外ではありますが、一つの実績として、参考値として頭に入れてもらおうとすれば、80%では少し厳しいかなというのが印象でございます。

ちなみにというのが下回っているかといいますと、これは個社だけの分ですが、一つは規模が小さいもので、相対的に信託報酬が割高になるものが80%を切るような状態が起こり得ます。一般的にだんだん資産が減ってきますと、似ている公益信託に寄附して手仕舞いという形が起こるのですけれども、手仕舞い期間が1～2年早まるというようなことが起こってくるのではないかと考えております。

それと、もう一つは公益目的がちょっと狭いもの、例えば奨学金ですとか助成金の対象が例えば市町村単位とか狭いもの場合は、募集をかけても手を挙げてくれるところが少ないとか、小さいケースはどうしても事業費の割合が減っていきます。そのときは、あまりにも減っているなというときは範囲を少し広げるような工夫というのはしながらまたアップするようなことをやっているのですけれども、若干ながら事例があるということだけ少しお伝えしておきます。

それと、特定資産公益信託でしょうか。10ページのところで、先回のときに案1は難しいという話をしております、案2につきまして協会の中でも話をさせていただきました。信託行為で定めるということですので、契約書に何らかの書きぶりをするのではないかと考えております、契約書の記載ぶりですとか、あと、結果的に支出ができなかった場合には、監督上の措置とありますけれども、監督上の措置に対して、例えば合理的な理由でしょうか。先ほど言いましたように、一応いろいろな募集をかけたのだけれども集まらなかったとか、もしくは残高が減ってきて近々手仕舞いする予定ですとか、そういう合理的な理由があれば容認いただけるものであるのかとか、あとは具体的な措置の内容について、ある程度ガイドラインで意見交換をさせてもらえるようなことであれば一応対応可能というようなことで信託協会としては考えて意見が出ておるところでございます。

それと、信託報酬なのではと思うけれども、11ページに何点かございまして、現在、私ど

も信託銀行というのはすごく多岐にわたる業務を営んでおりまして、また、基本的な一つの商品でも複数の組織が関与しております。営業を主体にする営業店ですとか、公益信託を専門に扱う部署とか、公益信託のみを扱う部署、公益信託を含めたいろいろな事業全体を見る部署とか、そういう意味で複数の組織が関与しておりまして、いわゆる積算的な考え方で人件費というのを公益信託ごとに算出するというのは極めて困難、もしくは仮にやるとしても多大なコストがかかるのではないかという意見が出ております。ある意味、事業会社では個別の部署での人件費とかというのはあまり開示していないケースのほうが多いのではないかということで、一般的にはそのような対応を取っているのではないかと考えているところでございます。

あと、共同受託の場合の報酬なのですけれども、報酬自体の総額をいわゆる監督に付すことはよく理解ができるところでございます。共同受託というのは複数の受託者がおりまして、その職務の範囲ですとか報酬の割り振りというのはある意味ビジネスの世界だと思いますので、開示というのは困難ではないかと意見として出ているところでございます。

以上、私のほうから何点かばらばらとお話しさせていただいたところでございます。以上でございます。

○湯浅座長 豊福参与、細々とありがとうございます。いずれについてもよく分かりました。

ただいまの件につきまして、事務局から御回答いただけますでしょうか。

○古谷企画官 恐らく御質問いただいているものは指定のところの具体的なイメージということで、7ページのところで、その他は御意見としていただいたと理解しました。

指定に関して、基本的に公益法人の純資産の指定というところでイメージがあるところかと思っております。例えば公益法人は公益のために使うということであれば、公益法人についても指定純資産として区分されると理解しております。そのため、一般論として申し上げますと、やはり公益信託について、この公益信託の財産とするですとか、また、この公益信託に寄附するということであれば、基本的な指定純資産としての区分には入るものと理解しております。

○湯浅座長 そのほかの案2に関するところ、それから、信託報酬、共同受託に関しては、何かコメントはございますでしょうか。

○古谷企画官 御意見としていただいているところですので、ほかの参与の御意見も踏まえた上で、最後に、事務局としてまとめてコメントさせていただくほうがよろしいかと存じます。

○湯浅座長 承知しました。ありがとうございます。

それでは、挙手いただいております松元参与、お願いできますでしょうか。

○松元参与 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私からは手短かに2点だけコメントさせていただきたいのですけれども、まず信託報酬のところ。資料の8ページと11ページで御説明をいただいたところですが、公益信託報

酬の80%、20%という話については、今日の資料だと例えば弥永先生の資料にも少し書いてあったかと思うのですが、今の信託協会さんのお話にも出てきましたが、小規模なところ、小規模な公益信託の場合に、例えば残りの財産は1000万しかありません。1000万ならまだいいかもしれないですが、残りの財産は100万しかありませんとかというときに、20%というのは守ることが難しい。もちろんその場合にはほかの信託と合併するとかほかの信託に寄附をするということになるのでしょうか、小規模のものは例外として除けるようなただし書きのようなものがもし可能であれば御検討いただけないかなと。

他方で、ものすごく大規模な場合ですね。信託財産が何千万円とかある場合です。もちろん、今回の資料だと11ページの法8条第11号というところで、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているということがまた別途要求されているわけですが、この80%、20%ということがあることによって、すごく多額の信託財産がある場合でも当然のように20%までは信託報酬を受け取ってもいいのだというような読み方にはなりませんよ、ということは、どこかで分かるようにしておいていただくといいのかなと思いました。

以上が報酬のところ、もう一点が10ページの信託財産の死蔵を防ぐ仕組みというところ。ここも案1だとちょっと難しいということで案2が今回出てきて、案2に代わる案が何かあるというわけではないのですが、ここの説明の仕方というか書き方として、これは誤解を招きそうだなというところが気になっています。というのは、現状で設定されている公益信託はどんどん財産が減っていく仕組みを想定していることは承知しています。ただ、これまでも申し上げたことがあったかもしれないのですが、公益信託の中で、例えば1億円ぐらい信託財産があって、そこから毎年例えば5%の運用利益を見込んで運用して、500万円ずつ毎年利益が出る。1億円の元本は切り崩さずに、利益が上がった分だけを公益目的に使うということをする、と、未来永劫ずっと公益目的の支出ができるということになるわけですが、そのことを「死蔵」とは言わないと思うのです。

そういう公益信託もむしろ望ましいのではないかとすら私は思っているわけです。この資料で提案されていることというのは、そういうことは一般の公益信託としてやってくださいと。特定資産公益信託というのは財務規律がかかっていないので、財務規律がかかっていない特定資産公益信託では、そういったやり方というのは認められませんということだと思います。しかし、この資料だけを見ると、何となくそういう運用型の公益信託というのは財産の死蔵で望ましくないのではないかみたいな見方にちょっと見えるものですから、そういった信託も全く問題ないけれども、むしろ望ましいかもしれないけれども、それは一般公益信託としてやってください、というニュアンスが今後の御説明の中で明らかになるといいのかなと思いました。

それから、案2については、信託財産から生じる利子等収益以上を支出するとなると、これは単年度単位でやれとなると、かなり難しいだろうなと思っていて、例えば3月末とか

に剰余金の配当とかが来ました、利子が来ましたとかという場合に、3 月末までに全部使い切れないということは起こり得るので、ここは中期的均衡の話と似ているかもしれないのですが、こういう案にするのであれば、何年以内は多少使い切っていなくてもオーケーですよとか、何年以内には使い切るようにしてくださいねというようなバッファを設ける必要があるのかなと思いました。

私からは以上です。

○湯浅座長 松元参与、ありがとうございます。

ただいまの松元参与の御意見に対して御回答をお願いします。

○古谷企画官

いずれも御意見ということで補足的に回答させていただきます。先ほど信託報酬の点に関して、不当性の問題と事務割合の問題について両方の基準が及ぶというところでの御説明をいただいたところで、そこも混乱がないようこちらでも説明をつけさせていただきたいと存じます。

続いて、10ページの特定資産公益信託に関しても御理解のとおりでして、この特定資産公益信託に関する運用の部分に関して、資料の一番上の縦1のところの※で、信託財産の運用について、投機的にわたらないだけでなく、ある程度安定的な運用が図られるものに限られるということで想定しているということになります。簡素化された公益信託ということを狙ってしまして、やはり先生が御説明いただいたとおり、運用として収益が上がって、そこで助成を図るようなものに関しては、財務規律の及んだ中でしていただきたいというのがこちらの提案になります。

事務局の説明の不十分と御指摘いただいた点ですとか、また、単年度での計算について、3月の段階で発生した収益について会計年度の最後で使い切ったかどうかという点の対応が慌ただしくなるようなことにはならないよう、その辺り、具体的な規律の在り方も含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○湯浅座長 続きまして、挙手いただいています大塚参与、お願いできますでしょうか。

○大塚参与 ありがとうございます。

私からは簡単に3点コメントさせていただきます。

まず、8ページ目の公益事務割合の数字についてです。実務的なところは私はよく分かりませんが、先ほど豊福参与から御説明がありましたとおり、規模等によってはこの80%というのが大き過ぎるということであれば、全体を80%から70%や60%にするというよりも、例えば規模に応じて数字を異なるものにするということもあり得るのかなと思いました。また、最初は規模が大きかったけれども、どんどん財産を使い切っていくって、最終的に手仕舞いする直前で規模が小さくなっているという場面でも、やはり公益事務割合の要求水準は下げてもいいのかなと考えます。ただ、これは公益信託法の条文の文言との関係でそういった定め方が府令でできるのかという点も確認する必要があるかなと思います。なので、可能であれば、そういった規模に応じた公益事務割合の定め方が望ましい

のかなと考えております。

それから、2点目は10ページです。死蔵を防ぐ仕組みというものにつきまして、私は案2という提案、案2プラス案3、案4という御提案に賛成いたします。ただ、さらに少し明確にしておきたいなというところがございます、案2というのはまさにこの特定資産公益信託というのが増えることを想定していないのだということを明確にする意図があるのかなと思いました。したがって、収益を上げて、それが使われない部分が存在するとなってしまうと、これは増えてしまいますので、それを否定するという趣旨だろうと思います。もちろん松元参与がおっしゃるようなバッファをつけることはあり得るかなと思いますが、全体として増えないようにしておくということがここでは狙われているのだろうと考えます。その上で、案2はやはり最低限はこれだけ支出しなさいというところで、デフォルトルールがこれであるということになりまして、これに対して、委託者が信託行為においてこれを超えて支出しなければいけないと定めておく。これも可能であって、そういった定めがあれば、その定めに従って支出しなければいけないという規制がかかってくるのだろうと考えております。

最後、3点目は11ページです。公益信託報酬の基準の具体的内容のところになります。中でも共同受託者間の報酬の定め方については、豊福参与からこれは入れなくてよいという御意見がございましたが、私としては入れたほうがいいのかと考えております。何かと申しますと、これは不当に高額なものかどうかという規制との関係では、報酬の総額、共同受託者全体の報酬全額が幾らになるのかという点のみが考慮されるべきかと思えますけれども、しかし、それと違って、特別の利益との関係では、共同受託者ごとに幾らの報酬をもらっているかということを考える必要があるかなと思います。例えば委託者と深い関係のある人物を共同受託の一人に入れて、実際に仕事をやる共同受託者は別に入れて、合わせて不当に高額にならないように設定するのですけれども、そのうちのそれなりの部分が実際にはあまり仕事はしないのだけれども委託者が利益をあげたい一人に報酬として渡っているということでは困りますので、というかこれが特別利益の規律に反するということになりますので、そういったことがないように公益信託の認可の判断をするというためには、やはり共同受託者間の報酬をどのように定めるか、個々の共同受託者にどれだけの報酬を支払うかということをあらかじめ決めて開示しておく必要があるのかなと思います。

以上になります。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

では、事務局から御回答いただけますでしょうか。

○古谷企画官 ありがとうございます。

大塚参与の御指摘は、3点とも今御提案した基準をより適正なものにするための御指摘かと存じますので、御指摘を踏まえて引き続き検討させていただきたいと存じます。

○湯浅座長 続きまして、林参与から挙手がありますので、林参与、お願いできますでし

ようか。

○林参与 よろしく申し上げます。

ほかの参与の方々と同じようなことを言うかもしれませんが、手短に申し上げますと、まず、公益事務割合の件なのですけれども、基本的にはこれは特定公益信託ではなくてその他のものというか、自分の中では事業型みたいなイメージを基本的には持っているのですが、その中でも20%、80%というのにはありそうだなという気もしますけれども、正直、例えば70がいいとか、その辺は若干分からない部分もあるので、そこは率直に申し上げるのと、ただ、事業型であっても、ほかの参与の方がおっしゃっているみたいに規模が小さくなったときに守り切れないのではないのかと。そこはそのとおりに思っているのだから、管理費というかある種固定費みたいに考えると、全体の資産が多いといいのだけれども、少なくなっていくと固定費の割合は自然に増えていくので、その配慮は必要だろうとは思いますが。奨学金タイプのものがどういうふうになっているのかというのにもよるかもしれないし、豊福参与が言われた今の公益信託だったらどうかというのものもあるし、ただ、奨学金タイプだとそうではなくて、特定公益信託の要請なのか、その辺もあると思いますけれども、事業型においても結局規模が小さくなったら固定費が増えるというのは割合的にというか、そこは変わらずだと思うので、そこはまず一点です。

それから、9ページです。使途不特定財産のケアのことについては、当然すべきだろうなと思っているのですけれども、自分がぱっと考える公益信託だと、事後的に入るお金は、寄附であっても基本的には公益信託としての事業そのものに直接入ると思うので、だから、公益目的保有資産とか指定寄附資金とかになるはずだと思うので、正直、イメージは湧いていないのですけれども、そういうものに対するケアは必要だという趣旨では理解しているつもりです。

それから、次の10ページですよね。そこもほかの先生方もおっしゃられた特定資産公益信託で死蔵を防ぐ方法の件について言うと、もちろんそれは必要だろうと思うのですけれども、自分のイメージは、やはり単なる寄附をしてそこで資産をためようというタイプでは公益信託では寄附もできないのではないのかというか、公益目的というか契約で定めた目的の範囲でしか寄附も受けないのでしょうし、公益事業にダイレクトに入っていくべきものだと思っているので、ただ、規模が大きかったり計画より増えることになると、本来はある種目的の修正か信託の変更なりの手続を取るべきようなものの場合によってはなるかもしれないのですけれども、むしろそちらのほうに寄せるなら寄せるという形で監督なりをしていくというようなことなのかなと。それが現実的かなと思うので、そういう意味では、案2、3、4というのも場合によってはあるかもしれないとは思いますが。

取りあえず今はそれぐらいです。信託報酬についてはほかの方がおっしゃっているところ程度だと思っていますので、今はそれぐらいです。ありがとうございました。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございました。今までお話があった各参与の御意見とほぼ同じ御意見と承りました。

そのほかの参与の方で何か御意見等は。

では、溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 多くのことは既に言われているので1つだけ、公益事務割合80%はちょっとリスクではないかなと思います。プロの信託銀行でさえ、相当程度80%を割っているということがあります。大小によって違うということもあるし、事業型がどういう形になるかが分からないということもあるので、やはり公益法人と並べるという形で50%ぐらいがいいのではないかなと思います。

また、大きい、小さいで区別するという考え方はあるとは思いますが、そうすると小さいほうが有利だということになる。そうすると年収何万円の壁みたいな話になってくるということもあるので、かえってディスインセンティブになる。大きいものになったほうが本来はいいはずなので、やはり小さいのに合わせて負担の小さい形に最初はしておくべきではないかなと思います。

私からは以上です。

○湯浅座長 御意見を承りました。ありがとうございます。

では、岡本参与、よろしくお願いします。

○岡本参与 いろいろ書いて長いのを出しまして、事務局に御迷惑をかけているかなと思ひまして、御容赦ください。

それで、いろいろな論点がいっぱいあって、指定一般の話も、これは寄附の話で、新しい信託の併合の問題とは別個だと思うのですが、新しくお金が入ってくる場合に、一般的にはもらってそれが寄附の場合で考えると、信託目的全般に対しての寄附と、その信託目的の中の一部に対して特定をするという寄附もあり得ると思うので、そういう分割をどういうふうに考えていくのかということとは恐らくあるのかなと思いました。

それから、さっきの80%の話ですけれども、僕もデータを幾つか出して、公益法人の場合とか現存の公益信託の場合とかというものについて、コンセプトがそれぞれ少しずつ違っているので、単純な比較はできないにしても、公益信託の場合、都道府県の所管のものでいくと、たしか2割ぐらいはそれ以下になっていたと思うのですよね。だから、2割ぐらい現存してある部分を8割よりもしたということですよ。管理費分が多いというところについて、現存で2割ぐらい少なくともあるとなると、その分を外すということについては、なぜ8割なのかということについて合理的な説明がないと難しいのではないかなという気がします。

ほかの方も、大塚参与などもたしか言われたと思うのだけれども、規模別というのは僕は基本的に妥当かなと思っているのですが、ほかのものについての基準も全て規模別ということを考えるべきだと。あと、本当は業態別、登記簿別というのを基本的には考えざるを得ないだろうなということで、今回の特定資産の場合は業態としての助成金業務という形での一つの区別になっていると思う。それから、運用方法についての区別なのだけれども、実はたまたま数日前にニュージーランドのチャリティーサービスからメールが来て

いて、それを見たら、確認したらあそこは4段階なのです。一番下は1200万円ぐらいです。それから、たしか5億ぐらいと25億ぐらいの区別で4段階、Tier1、Tier2、Tier3、Tier4と分けて、規模別で規制をやっているというのがあるので、規模別の規制については、僕の資料でも出しましたが、公益法人でも実用3段階の区別がある。現存でも3段階の区別は一応あるので、公益法人でも規模別を全くやっていないというわけではないわけだから、であれば、適切な規模別の在り方を考える必要があるのではないかということについては、この80%の問題についても同様に考えるべきではないかと思います。

だから、ほかのことも含めてですね。つまり、業態別の区別がないかということと既にあるわけです。つまり、特定資産は業態別で助成金型でやりなさいと言っているわけだから、既にやっているわけですから、それも展開する可能性があるのではないかなと。時間がないよ、これは来年度なのだから今さらそういうのは考えられないという話があるかもしれませんが、それを含めて御勘案いただけたらいいなと思います。

それと、特定資産のほうは、やはり特定資産の存在意義がいろいろな意味で問われているところがあるかなという気がします。法律の中ではきちんと書かれているので、それだけ法律的に重視していると言うと重要な、つまり、従来の公益信託からの継承という意味では、そういう枠組みがあると非常に便利だろうなと。信託銀行さんも移行が楽だろうなと僕は思ったりするのですが、新しい形としてこういうものを本当に維持する意義というのは何なのかという考えで規制をつくる必要があるのではないかなと思います。

一点は、運用方法についての法の規定をどういうふうに読むかということで、今回は投資信託もひょっとしたら可能性があるのではないかなという言及が御説明の中にありましたね。投資信託の場合には、投資信託の中身に株式が入るのかどうかとかということも当然出てくるかと思うので、株式運用はどうなのかだとか、それから、再信託して、投資信託もそうですけれども、信託をするという形で設計された、その資産に対してこういう形で信託として受けて運用しますよといった場合にそれも入らないのかなとか、一般的には国際的にはブルーデントインベスターールールというのがあるわけだから、それ以下の水準で運用しろという基準をつくるということは、逆に言えば普通の善管注意義務を緩めるといえるか、本来は例えばインフラだったらそれより減らさないようにするべきだということが必要なのですね。なのに、例えば従来どおりのもので行ってインフレ率も下がっていくという運用になったときに、そういうような運用でいいのかということは、国際的に言ったらおかしい制度になる可能性がある。そうすると、最低限外国証券とか株式などを入れた形での再信託とか投資信託とかその辺りの規範についてはっきりさせたほうがいいし、そうではないと、あえて法律的にこういう枠組みをつくったことの存在意義が、つまり、相対的にはより死蔵することを助長することになる可能性があるということです。もちろんそれは規制を楽にするからこそ、簡易に出せるからこそということをやっていると思うのだけれども、その切り分けをどうするかということで全体的に僕は規制が厳し過ぎると言っているのだから、規制を楽にする場合にどういうものかということ再度きちん

と考える必要があるのではないかなと思います。

関連で、特定資産信託というのは増えては駄目かという、例えば函館の公益信託はたしか寄附を一生懸命やっているのです。やりたいと頑張っていたのだけれども、結局うまくいかなかった。だけれども、地域づくりでやりたいというので、寄附を一生懸命集めようとしていたわけです。そういう意味でいくと、例えば行政と連携しながら広報して、それらに対して寄附を集めようというような、市民に対して訴えようという動きもされておられました。だけれども、そういうようなものは今後は一般でやればいいので、特定ではなくていいですよという話に議論としてはなりそうな気がするのだけれども、相対的に助成業務を中心にしてやっていて、それで資産運用については一定のルールに付しているというような場合に、資産が増えるとかということについて、それは想定していないから問題なのだという発想ではなくいくのが必要なのではないかと。

そういう意味でいくと、もうやめますが、考え方としては、一定程度増えていくという運用があっても、それについてはちゃんとほかの信託も全部事業計画でチェックするわけですよ。それは確実にやるわけですよ。忠実義務に基づいてきちんとした事業計画をつくっているかということを審査する必要があるわけですよ。そこで最終的にはチェックできるので、毎年度毎年度書類を出してそれをチェックしていくわけですよ。それをしていくということが基本なのであって、使えとか増やすなとかというようなことを規範的に大きく打ち出す必要はないのではないかなと思います。

関連して、さっき言った助成型について、意見を出したかな。助成型に付随する事業というのはある。例えば今でも表彰式とかをやっておられると思いますが、それに付随するような事業をどこまで認めるのかということもはっきりさせたほうがいいのではないかなと。助成中心であるというのはこのタイプの核なので、それを否定しようとは僕は全然思わないのだけれども、付随する事業の可能性も考えてもいいのではないかなと思いました。

長くなってすみませんでした。

○湯浅座長　ありがとうございます。

ただいまの岡本参与からの御意見について、事務局から御回答いただけますでしょうか。

○大野次長　事務局でございます。

特定資産公益信託につきましては、いろいろと御意見をいただいていたところかと思いますが、基本的にこちらは資産の切り崩し型で、かつ収益も安定したものを想定しています。つまりは、財務規律をかけることがなくても減っていくのですよということを前提に、財務規律をかけていないというものでございます。ただ、制度趣旨に見合った規律が必要になってくると考えています。そういったものではなくて、しっかり運用しましょうとか、増やしていくというのだったら一般の公益信託を使ってくださいねということになると考えています。

一方で、先ほどの寄附を受けてどうするかということが一番悩ましいところでもありまして、だんだん減っていくのが基本とすると言いつつ、追加の寄附を受けることはあるの

ではないか、追加の信託を受けたらどうなるのかと。そうすると、減っていくというのが担保されないのではないのかというところで上限という考え方が出てきたわけであります。上限を設けるということは、一定程度増えるということもあり得るという考えで降りました。ただ、そういうのはなかなか難しいというご意見がありましたので、今回の形を御提案させていただいております。こちらもし子等と書いてあるのは追加の寄附というのは含めないというようなニュアンスですので、寄附を集めてそれで増えていくという分には別に構わないという想定です。そちらは御理解いただければと思います。

○湯浅座長　ありがとうございます。

重ねての御説明で、別件のほうで、小規模ですとか事業の種類等に関して、府令のレベルで議論するのか、もしくはガイドラインで議論するのもありますので、その辺りも含めて、引き続きいただいた御意見を踏まえてまた検討させていただきたいと思います。

○大野次長　追加ですけれども、先ほど岡本先生が事業類型ごとということをおっしゃっておられました。私も信託を軽装備なものにするに当たっては、やはり軽装備で問題ないという枠組みの下で軽装備とする観点が必要と考えており、いろいろな事業に分類して、こういう事業であればこの程度のガバナンスでいいよねという議論ができると思います。ただ、現実的に時間がないということを考えますと、まずはニーズの多いものからやって、その上で必要に応じて類型を増やしていくという考え方で進めていく。それに当たっては、ニーズを幅広く聴取しながら、継続的に制度を見直していくということで対応していくというのがこの時間が短い中での対応ではないかと考えております。

○湯浅座長　林参与、挙手いただいたようで、よろしくお願いいたします。

○林参与　特定資産公益信託の基本的なイメージのことをさっきおっしゃったと思うのです。自分はそういうふうにはあまり思っていなかったというか、例えば運用とは何かというの自体が法制審のときから実は分かっていなくて、ぎりぎりそれで利益を得るというようなことをするのか、そうではなくてある程度比較的普通のことやるのかみたいな、それぐらいのイメージしか持っていなかったと思うのです。だから、その線引きが難しかったからあえて解釈を委ねている部分もあると思うのです。

だから、今言われている預貯金とか合同信託という安全なものに限定しているとしても、資産の規模によっては利息で何とか動かしていこうというのが論理的には不可能ではなくて、それも場合によってはここに入るだろうなというイメージは若干持っているもので、典型例は減っていくものなのでしょうけれども、この枠に入ったらずっと続くものであっても駄目ではないような気はしているというか、もともと事業型と助成型という形で頭の中では切り分けていたところがあるから、今おっしゃったのはそこ微妙に違うかなと思ったからです。要するに、今の信託銀行さんがやっていらっしゃる公益信託というのは基本的には助成型だから、助成型のほうに入るとしたとき、デフォルト的には特定資産公益信託のほうに入ってもいいのではないのかという気もしないではないのですけれども、信託銀行さんは、運用はまた全然違うところでやるから入らないのかもしれないのだけれども、

事業型と助成型の切り分けて考えている面があったから、それだけイメージが違っていたのですということだけ申し上げたいです。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○古谷企画官 ありがとうございます。

具体的なイメージが最終的に共有できないと実際の運用としても難しいところがありますので、御指摘を踏まえて、こちらも御説明をつけさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

この最初のテーマに関しまして、ほかに御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、②のほうのテーマに入らせていただきたいと思います。

それでは、「②公益信託認可等の手続関係」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○古谷企画官

資料1の12ページをご覧ください。

この項目は公益信託認可等の手続関係について、前回の議論を踏まえて、より実務的な観点から御議論いただきたい項目になります。来年の4月以降、御自身が受託者として認可申請書や定期提出書類を出す立場になったつもりで是非御意見をいただけたらと存じます。

情報量が多くなっておりますので、具体的な説明はまた後でさせていただきますが、全体のこの資料の構成について御説明させていただきます。

まず、13ページは前回の御議論を踏まえた受託者の要件を書いております。

14ページは信託管理人の要件について書いております。

その後、15ページからは全体の公益信託認可のイメージを書いておりまして、この後16ページから19ページまでは公益信託認可の申し立て段階における書類や開示で問題となる点を書かせていただいております。

その後、20ページ、21ページで、定期提出書類として公益信託が始まった後のフェーズでの書類ですとか開示の議論を書かせていただいております。

そうしましたら、13ページにお戻りいただいて、受託者の部分に関して御説明させていただきます。

受託者要件に関して、前回の事務局の提案とそれに対する御意見を踏まえた整理をして書かせていただいております。一番下、受託者の固有財産等も前回御議論いただいたところになりますが、第1回研究会を踏まえた整理のところを御説明させていただきます。ここでは一つの目線として債務超過を置きつつ、その後に公益事務や個々の状況を踏まえて判断し、債務超過であっても受託者になるということも可能であるような形で、2

段階での御説明として提案させていただいております。

個人について、財産調書等について求めることを原則としつつも、類型的に問題のない場合に関しては提出までは求めないという可能性も書かせていただいております。

ガバナンスについても、合議制の機関について御議論がありましたが、必置とまではせずに、全体を踏まえて判断するということでまずは提案させていただいております。

続いて14ページになります。

信託管理人はどのような人になるのかというイメージのためのマトリックスとして書かせていただいております。類型案のところは、一番左上、助成型で信託銀行というのが一番堅い現行の型になり、この場合の信託管理人としてはある程度幅の広い方が想定されます。逆に一番右、自然人が受託者となるような場合に関しては、信託管理人についても一定の専門性を求めていくようなイメージで書いております。

ただ、この部分に関しても、何を、誰がするのか、どのように監督するかといった全体的な判断になることの一つのイメージとして御理解いただけたらと存じます。他方で、全体的なバランスということで、全てを行政庁の個別判断に投げるということは、それ自体は現実的ではありませんので、ガイドライン等を通して可能な限りの類型化ということで御提示させていただくことになると思います。

続いて15ページでは、公益信託認可の段階での方針について書かせていただいております。ここは13の公益信託認可基準に即した形での確認書類や論点を整理した資料になっております。

16ページになりますが、公益信託認可の申請書の記載イメージになります。こちらについて、左上のところ、申請書類として申請書と別紙1、2を出していく。公益法人の実務を踏まえた形でのイメージとして御提示しております。

別紙1の基本情報は、右下の公益法人からの基本情報の開示というものに合わせた形で提示しております。具体的にこういうものもホームページ等で閲覧できるような形で考えております。

続いて17頁は、別紙2の関係になります。左側は公益信託認可の申請書のイメージを書かせていただいております。そのうち、項目の5になりますが、公益事務の種類及び内容というところで、公益性の判断に関して受託者のほうが示す書類としてイメージを書かせていただいております。また、6のところになりますが、その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項として、前回の議論等も踏まえて、別紙として契約書をそのまま参照する形でのイメージとして提示させていただいております。

続く18ページはこのような申請書に関する添付書類のイメージになりまして、なぜ提出を求めるのかといった説明と併せて提示させていただいております。ただ、またその点の説明の合理性ですとか、代替案も含めて御意見をいただきたいところになります。

以上を踏まえて、次の19ページは受託者要件の開示の在り方について書いており、この点は特に御意見をいただきたい部分になります。。大きな枠組みとしまして経理的基礎、

技術的能力をそれぞれ3つの要素として提示させていただいている中で、それぞれどのような点に説明を求めていくかといった点のイメージを右に書かせていただいております。特に赤囲みの点が問題になると考えておりますが、財産管理処理の適正性、情報開示の適正性、適正な運営の仕組みの適切な在り方などに御意見をいただけたらと存じます。信託銀行であれば業方書等で既に御説明いただいているところなのだと思いますが、その上で、他の法令上の要請がない受託者についてどこまで説明、開示を求めるかといったところが問題意識になっております。

20ページに行っていただきまして、こちらは始まってからの段階における毎年の定期書類の関係になりまして、20ページはこちらの定期書類を一覧にしたものになります。信託財産の帳簿の問題ですとか受託者運営組織に係る重要な事項の問題など、複数検討を要するものがあります。特に9番目の点で詳述したものが21ページになります。

21ページをご覧くださいまして、受託者の運営組織に関する重要な事項になります。右にあるのは公益法人の開示事項ですが、公益信託の受託者の組織に関する事項について、例えばですが、信託財産のほうについてはある程度分別管理がされて開示されている中で、受託者固有の問題に関してどこまで開示を求めるのかといった点が問題意識になります。

一番下の特に御意見をいただきたい点⑤の下破線の枠のところになります。行政庁としましても、他で出されているものであれば可能な限り代替できるという方針の中で、過剰な負担を求めないというのが当然一つの方向性になります。その上で、最初のボツになります。非公開会社などについてどこまで開示を求めるのか、個人にどこまで開示を求めるかについて御意見をいただければと存じます。

私からの説明は以上になります。

○湯浅座長　ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。御意見、御質問がある方は挙手をお願いできますでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与　前は後だったので、今回は最初のほうで。

別紙で意見を出したのですが、受託者の能力が非常に高いなというのが僕の意見でして、どんどん高くなっていくことの一つの条件というのは、この説明資料にもあったのだけれども、公益信託で受託者個々の能力が求められているという規定と僕は読めたのですが、そうではないのだということかもしれません。法の受託者の経理的基礎、技術的能力というのはまず受託者全体であると。だから、個々の受託者の能力を判定するということになると、公益法人より厳しくなる。つまり、公益法人では理事会で法人として能力があればいいという議論が、典型的に言えば、一人一人の理事にその能力がなくてはいけないということに等しくなってしまうと厳しくなるのではないかとということが一点です。

信託管理人と受託者では一応区別して法に書かれているから、それぞれの能力が求めら

れているということについては、法の記載の仕方としてはそうなっているので、ただ、それは受託者との関係で今回も御指摘があるように、受託者の性質によって信託管理能力も分けるという形でつくっていただいているので、そういう意味では、信託管理人と受託者それぞれが独立に一定の能力が必要というのではなくて、全体としての信託契約との関係でそれぞれの能力が判定されるということが必要になるという御理解だと思いますので、受託者一人一人についての能力を問うというような発想がもしどこかにあるとすれば、それはなくしていただきたいなという気がします。

それと、受託者全体についてもそうですけれども、国際的に見てこういう受託者能力というのを公益信託に求めているのかということか、チャリタブルトラストに対して求めているのかというと、求めていないところが圧倒的ではないかなと僕は思うのです。僕の資料でイギリスの例を挙げましたけれども、あれはチャリティー全体なので、法人とか団体についてのトラスティーズ、理事についての要件も含めているのだけれども、僕は実はここに来る前にもう一回イギリスのチャリティーコミッションのエッセンシャルトラスティーズというのを読んできたのだけれども、読んでもトラスティーズについての制限事項、欠格事項というのはある。やはり重要なものがある。犯罪歴とか、実はこちらよりもっと厳しいものがあって、例えばそういう公益的な団体というのは大人でも弱者、障害者だとか子供たちに対するサービスをするところが多いから、例えば性犯罪者の経歴について、ある人はトラスティーズからそういう場合には外すべきだとか、人権侵害をさせないような形でのトラスティーズの能力に対する規定とかチェックポイントがあったりするけれども、欠格事項として犯罪歴とかそういうのはあっても、ポジティブに財務諸表だとか、それから、運営能力について具体的に問いかけて、それ以上ではないといけないというのは僕が見た限りはないのですよね。

なので、そういうものをどんどん入れていくということになると、普通の人がやれなくなる。普通の人がやれるのが僕はいいいのではないかなと。原則としてですよ。だけれども、3か月後に書類を出さなくてはいけませんよね。そのときに出して、3か月後に出して、また1年後に出さなくてはいけないわけですよ。すごく膨大な資料を出さなくてはいけない。それを出す時点で、出てこないというのは能力がないのだから、それについては駄目ですねというのはできるけれども、事前規制としてそれほど能力基準を高くする必要はないというのが僕の意見です。よろしく御勘案ください。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

一応コメントをお願いできますでしょうか。

○古谷企画官　御意見を踏まえて考えさせていただきたいと存じます。

税制優遇と今回認可とがひもづいているところがありまして、英米のチャリタブルトラストと横並びに考えられない部分もあるかなと思っています。その辺り、まさに日本の寄附文化に資するような公益信託、また、受託者の在り方については引き続き検討させてい

ただきたいと存じます。

以上になります。

○岡本参与 今の点で1点だけですけれども、税制優遇、税制のほうからの要件も僕はイギリスのはチェックしたのだけれども、そういうのは入っていなかったのです。

○大野次長 英米の税制と日本の税制というのはかなり違うものであるということかと思っております。

今回の税制要望の過程で申し上げますと、公益信託の受託者についてはしっかりチェックするから大丈夫だと私も明言してきた手前がございまして、どこまで見るかというのは当然ありますし、事後チェックの重視、事前に見過ぎるというのは適切ではないということはあるつつも、公益法人制度におけるチェックの在り方というもののとのバランス、整合性なども勘案しつつ、あるべき姿を探していく必要があるのではないかと考えてございます。

○湯浅座長 次長、突っ込んだ御回答をありがとうございます。

そうしましたら、大塚参与から挙手がありますので、大塚参与、お願いできますでしょうか。

○大塚参与 ありがとうございます。

私からは3点発言させていただきます。

まず、今、岡本参与と御議論がありました受託者要件についてです。岡本参与のお話の中で少しありましたように、受託者個人個人で受託者要件を判断するというのは必ずしも適切ではないというのはおっしゃるとおりかなと思いました。ただ、そこでいう受託者個人個人でない受託者の能力の判断というのは、恐らく共同受託者全体で判断するということかなと思います。これに対して、信託管理人というのはまさに受託者が信託事務を執行する機関なのに対して、信託管理人はそれをチェックする機関ですので、信託管理人まで併せて受託者要件を判断するとなってしまうと、それは制度の趣旨と反してしまうのかなと思いました。

したがって、例えば素人の受託者にプラスしてある程度専門的な受託者を入れるとか、そういった共同受託者で公益信託を構成するというのはあり得て、その場合には全体としてしっかりと要件を満たしているかということ判断すればよいということだろうと思います。ただ、受託者要件の中でどこまでそれを緩めるか、あるいはどこまで厳しくするかというところですけども、少なくとも信託という構成を使うということですから、分別管理というのはしっかりとやらなければいけない。要は、信託財産についてはまさに公益信託事務のために使わなければいけなくて、もちろん金銭の場合の計算を明らかにする方法で取り扱うということになりましょうが、似たような公益事務を固有財産のところでもやっているからといって計算をちゃんと分別せずに使ってしまうのはよろしくない。そういった分別管理がしっかりできるかというところを判断する必要があるのだろうと思います。

続きまして2点目、信託管理人についてです。14ページですかね。今、信託管理人というのはチェックする機関だということを申し上げました。ですので、信託管理人として適切なのは、まさに受託者をチェックできる、そして、受託者に待ったをかけられるというものだろうと思います。このとき、例えば自然人であれば、公益事務に関して知見を有する者、かつ信託財産の規模にかかわらず弁護士や会計士等となっていて、要は公益事務がちゃんとされているかというところのチェックと、信託の特に分別管理がちゃんとできるかというところのチェックの能力があるということを判断の基準としているところだと思いますが、恐らくこの2つの能力を兼ね備えた人というのはなかなか見つからないと思いますし、見つかったとしてもコストが大きくなったりする可能性が高い。そうだとすると、信託管理人も共同で行うということがあり得ると思いますので、そういった共同の信託管理人、要は公益事務に詳しい人と、プラスで弁護士や会計士を信託管理人にする。こういうこともできるということをより明らかにしていくことが必要かなと思います。

それから、3点目は提出書類についてです。ちょっと多いかなという感じはするのですが、けれども、しかし、それぞれの要件を判断するためには必要な書類に限られているような感じもいたします。特に19ページあたりですかね。信託銀行等以外が受託者となる場合に、受託者要件及び存続可能性についての説明や確認事項をどうするかという点ですが、これらの説明を求めるということは適切なのかなと考えております。ただし、一から素人たる受託者が作るというのは難しいだろうと思いますので、これはガイドラインとかを作成する段階で御考慮いただければと思いますが、ひな形とか一定の書式などを提示しておくということが望ましいのかなと考えています。

私からは以上です。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

では、ただいまの大塚参与からの御意見に関しまして、事務局から御回答いただけますでしょうか。

○古谷企画官

ありがとうございます。いずれも御指摘を踏まえて検討させていただきたいと存じます。

特に信託管理人に関しては、共同信託管理人の在り方については信託法自体にもあまり明確に書かれていない部分もありますので、そういうような御指摘も踏まえて、この辺りは特にガイドライン等で明確にしていくべき事項なのかなと理解しております。

○湯浅座長 豊福参与、お願いいたします。

○豊福参与 信託協会としての立場なので、認可申請とか定期提出物について実務の辺りのお話を何点かと思ひまして、頂いている資料というのは基本文字ベースの情報で、具体的なイメージが私どももまだいま一つ湧いていないところがございます。それで、信託協会としましても、内閣府さんとの間で誤解が生じないように、例えば現行実務における申請書ですとか定期提出物は主務官庁さん宛てに提出していますが、これを見ながら、足りているものと足りていないものです、足りないものはどのような規制が必要かというのを意

見交換の場みたいなのができれば、ぜひお願いしたいと思っております。それによって、ここの文字情報を少し具体的な実務に落とし込んだ上で、協会内でも話をしたいと思っております。

その際、信託協会の中でも公益信託は複数社取り扱っているのですが、実は実務が全部一緒かどうかというのは分からないところがございます。各社によって帳簿ですとか計算書類とか報告書の作り方とか、内容等についても若干違っている可能性がゼロではございませんので、場合によっては協会内でもお話ししてみようと思うのですが、個社ごとに少し意見交換の場とかを、営業機密情報も含まれるので、幹事を一堂に集めてというわけにもいかないと思っていまして、その辺はお願いする可能性がございます。

それと、これまでも何点かお願いしたところでは、信託業法とか兼営法で何らかの監督を受けているものとするとか、あと、有価証券報告書を提出する会社における簡易な対応というのはぜひお願いしたいと思っています。

それと、提出した資料に個人情報が多々含まれている可能性があるのですが、この場合にもマスキング処理を求めない形でぜひお願いしたいなと思っているところでございます。

あと、各論で幾つか各社さんから意見をいただいているのですが、長くなりそうなので、ここについては別途また後日送付させていただきますが、認可申請と定期提出物に納税証明書とございますけれども、これは見ますと多分新しい法律の9条の欠格事由から来ていると思うのですが、国税と地方税にいわゆる滞納処分が執行されないといったものだと思うのですが、ちなみに納税証明書は、私どもの個社だけで言っても、国税は多くはありませんが、地方税となりますと実は不動産に係る地方税が結構ございまして、固定資産税レベルにしますと500近い自治体から納付書が来ている状態なので、これを全部となると事実上不可能であるということだけ情報としてお伝えしておきます。各社さんも似たり寄ったりな状況かなと思うのですが、今の私ども個社の立場だけで500というのがありますということでございます。

以上です。

○湯浅座長 豊福参与、ありがとうございます。

それでは、意見交換等、御回答いただけたら。

○古谷企画官 事務局です。

もちろん具体的なイメージ、書類の内容を踏まえた意見交換にぜひさせていただきたいと存じます。

○湯浅座長 それでは、林参与、挙手いただいているそうでございますので、よろしくお願いいたします。

○林参与 林でございます。

少しだけ、うまくかみ合っていないかもしれないのですが、13ページの受託者の要件の辺りとかは前回も踏まえて整理いただいていると思っているのですが、だから、信

託全体の体制というか、信託管理人も含めというところで見えていくのだというのはもちろんそのとおりだと思っているのですが、1点だけ誤解のないように、特に自然人が受託者の場合に、受託者がちゃんとできるのかという観点で見られるのは当然だと思うのだけれども、一方で共同受託も重要なポイントだと。見方としては分からないではないのだけれども、ただ、法制審を踏まえた法のありようでいうと、要するに共同受託はデフォルトではないのだと。自然人に対して共同受託はデフォルトにしろという議論も法制審の中であつたところなのです。だけれども、それは違うのだという形で立法されているので、共同受託が自然人にとってはデフォルトだみたいな誤解を与えないようにちゃんと説明をしっかりとさせていただきたいなと思います。共同受託がデフォルトではないということは、要するに、その分経理的基礎と技術的能力が必要だという受託者の要件をしっかりと高めたのだということです。だから、そういうところも、経理的基礎、技術的能力とはどうなのだという問題もあるし、それは高いといえば高いのだけれども、一方で共同受託がデフォルトだとかというのは法の趣旨に反すると僕自身は思っているので、それだけ。

だから、岡本先生が言われたみたいに、みんなが使えるようになったほうがいいから広く受託者になれたほうがいいのかというのはそのとおりなのではけれども、一方で、自然人があるためにはというのは一定の能力が必要だということから、要するに法的主体の形式を問わず経理的基礎、技術的能力と言ったので、その辺は避け難く立法としてそうなってしまうと思います。広くなれたほうがいいのかだけれども、制度としてはそういうわけにいかないということです。

逆に言うと、厳しいのだけれども、公益法人だからとかNPOだからノーチェックでなれるわけでもないですね。公益法人であっても当該信託に対しては技術的能力とか必要な能力を持ってなければ受託者になれないし、それをNPOでも自然人も同じ観点で考えるのですよね。だから、そう思っているので、これが一点ですかね。

申し上げたかったのはそれだけです。あとはほかの方もおっしゃるとおりだと思うので、以上です。

○湯浅座長 林参与、御意見ありがとうございます。

その他の方で御意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。

藤谷参与は御意見をいただきましたけれども、何かございますでしょうか。

○藤谷参与 ありがとうございます。

私が申し上げたいことは、抽象的なレベルと具体的なレベルとがあると思うのですが、具体的なレベルについては、参考資料という形で提出させていただいた利益相反的な部分の整理ということについては申し上げた。これ自体は抽象的なのですけれども、むしろ私はこういうふうを考えているのですけれども、先生方はどうお考えかということをお伺いできればと思っておりますのでございます。

抽象的なレベルで受託者に求めるものが高過ぎるのではないかという点については、岡本参与の御意見についてですけれども、ここは絶対に外してもらっては困るところとして、

信託である以上、分別管理ができていないようなことは困るというものは、それはしっかりやりましょうと。その上で、公益信託として成功するために優秀でなければいけないとか、そういうことまで求めているとすると、これは過剰というのですかね。そんなのなり手はいないのではないかということになってしまうと思うのですけれども、一番高いところに合わせて議論すると、高い低いという厳しいか緩いかという話もさることながら、もう少しここは外せないとか、ここはある程度、ちょっとニュアンスは変わりますけれども、先ほどの事務局からの御発言の中でも、取りあえずやってみて、その中でまた微調整していくと。それが府令に投げられているところの強みだと。法改正せずにやれるというところだと思いますので、差し当たりここは絶対外してはいけないというところ、分別管理が侵されてしまうというようなところはしっかり手当てをするというようなところから組み立てていくほうがいいのではないかと考えておるのです。

発言を準備していなかったのだからぼんやりしたことを申し上げて恐縮ですけれども、以上でございます。ありがとうございました。

○湯浅座長 藤谷参与、急に振ってしまって申し訳ございません。

事務局から御回答できる部分があれば、御回答をお願いできますでしょうか。

○古谷企画官 藤谷先生にいただいた御意見も踏まえて検討させていただきたいと存じます。可能性とか潜在力という意味では、事務局では、なかなか想像が及ばないところがありますので、確実に始められるところは始めた上で、ニーズに応じて広げていくというのが現実的な方向性かなとは理解しております。

○湯浅座長 岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与 多分始めてからというのは、安全にスタートしてというのは確かに安心だなという感じはよく分かるのですけれども、同じ内閣府の規制改革か何かのがありますよね。あちらのほうでサンドボックスというやり方が出ていて、あれの中で事業者のほうの意見として、事例をつくるのにも禁止されているから事例ができないのだと。だから、事例をつくるためにそういう特区というか限定的なものをつくってやるのですという話がありましたが、やはり小さいところはやるという事例があってもほかのところもできるのだなというようなことも出てくるし、例えば僕は特活法人の理事長をやったことがあるのだけれども、やるときは僕は簿記を知らなかったのだけれども、やる限りはやらなくてはいけなくて一生懸命勉強した。だから、やる中で能力が向上していくということも本来はあって、そういう市民が増えていくということを助長するような制度づくりというのを考えるべきで、であれば、定期的書類を作る。1年後に作らなくてはいけない、3か月後に作らなくてはいけないというところで、その必死に作ってできたところは能力があったのだなということではないですか。出せなかったところは駄目。もちろん信託の別口座をつくってくださいとか、それは要りますよね。それもないというのは困る。ただ、信託口座は、信用金庫さんなどはよく御存じと思うけれども、つくるのは結構大変なので、もう少し簡単につくれるような制度的な基盤をつくりながらやっていかないと、分別管理を普通

の人がやるのはできないのではないかなって気がします。

最後、会計士さんの言うことが結構出てくるのですけれども、会計士さんを雇うだけのお金は何億円以上の支出規模のところだったらできるのかという発想がないと駄目だと思うのです。そんな会計士さんに払うお金はないですね。ある程度事業やって実績を積んだところだったら会計士さんはやってくれるけれども、そうではないところに会計さんがボランティアでやりますというのはなかなかやってくれないし、前に僕は会計士さんに頼んだことがあるのだけれども、会計士さんは一応これ以上の金額というのは原則的に決まっているから、そこを外すというのはやはり難しいと言われたこともあります。だから、そういう意味で、安易に士業の方を入れたらいいということを言うのも、実際上は困難なところがあるということも御理解ください。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○古谷企画官

貴重な御意見をいただきましたので、それも踏まえて検討させていただきたいと存じます。

○湯浅座長 溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 ありがとうございます。

要件の細かいところに申し上げるつもりはないのですが、公益信託というのはやはり分別管理と注意義務と忠実義務というのをきちんとやるということで、受託者が専任のすごい人であればすごいことができるし、一般の人であれば普通の水準でもいいというのが本来だとは思っています。同時に、分別管理で収益への流出がないということを見張る。そういった人が必要だということも、それはそのとおりだと思いますけれども、そういったことを前提とすると、受託者が1人でもいいですというのは、もちろん一つの法的なベースとしてはありだと思いますけれども、やはり複数の受託者がきちんといるというのはいいことであるということはきちんとメッセージとして出していく必要があるのではないかなと思います。

その上で信託管理人が要るのではないかとこのところですが、具体的に14ページのところでいくと、自然人のところの①、②、これが「かつ」で結んであるというのはやはり厳し過ぎると思うのです。また、NPO法人、一般社団、一般財団法人、株式会社等というところとの並びでも、これは信託財産の規模に応じてというものを入れるか、あるいは①または②にするぐらいのところに行くのが最初に公益信託をつくっていくといったときには現実的ではないかなと私は思います。

私からは以上です。

○湯浅座長 御意見ありがとうございます。

事務局から何かコメントがございましたらお願いします。

○古谷企画官

14ページのところかと思いますが、これも結局どのような自然人か、自然人も幅があっ

て、かつ何をするのか。助成型なのか、事業型なのかというの也有ります。ただ、いただいた公益信託についての在り方の考えも含めて検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○湯浅座長 この点に関して、ほかに御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○岡本参与 今、次のことなのかよく分からないけれども、会計士さんのほうから貸借対照表ではなくてもいいのではないかという御意見が出ていたと思うのですけれども、それは次のところですか。ここですか。ごめんなさい。

○古谷企画官 貸借対照表を含めた作成書類の話は、これからお話しする一番最後の4つ目の議題で取り上げさせていただきます。

○岡本参与 失礼しました。

○湯浅座長 では、続きまして③です。第1回を踏まえた検討につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○古谷企画官

資料1の23ページをご覧ください。

こちらは、第1回で用語についても含めて御議論いただいた信託契約書、認可申請書、変更手続について整理したものになります。この図については基本的に前回の御議論を踏まえたということになりますが、特に重要だとこちらが考えておりますのが、信託契約書について3つの記載事項の考え方がありまして、必要的記載事項、今回は相対的記載事項という名前をつけましたが、当該行為に合意した場合、行う場合については記載がなければ不認可となるもの、また、任意的記載事項という形で分けております。

また、認可申請書の関係におきましては、これが別紙として参照されていること、また、信託契約書において認可のために必要である必要的、相対的な記載事項については変更認可の対象となるということが重要かと考えております。また、任意的記載事項についても原則として届出事項というところで整理させていただいております。

全体としましては、根本的なルールについて定めた書面である信託契約書について変更があれば、行政庁が事前であれ事後的であれ、それが把握できているということが重要かと考えております。

続いて、おめくりいただきまして24ページになります。

特別の利益を与えてはいけない者の範囲ということに関して、前回の御議論を踏まえて整理を右のほうでさせていただいております。若干これ自体の記載は分かりにくいのですが、信託管理人については本人、法人であればその法人、委託者については本人プラス法人であれば業務執行者、受託者につきましては、受託者本人、また、法人である場合に関しては業務執行者に加えて実質的な支配関係があるもの、実質的な支配関係につきまして、これは5のところになりますが、当該受託者が支配している場合、親会社的な場合と当該受託者が支配されている場合、子会社的な場合があります。そのような形で3つの信託管

理人、また、委託者、受託者として、分けておりますが、ある程度明確な形で合理化するという形の提案にさせていただいております。

実際に、上から2つ目の四角になりますが、このような場合で特別の利益を与えないという形の規制を掲げる趣旨としまして、関係者以外が特別な利益を受けていいということではないですし、当該関係者に当たる場合に関しても、適正な手続を踏まえて助成金とか支給を受けることができるということもありますので、ある程度そのような規範の性質も踏まえて、このような形で整理させていただきました。

私からの説明は以上になります。

○湯浅座長　ありがとうございます。

では、ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問をいただきたいと存じます。御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。

前回に比べて大分修正も入ったところでございます。

では、岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与　皆さん考えておいてください。

今回、前回でもやった相対的記載事項という辺りがより精緻になってはっきりしてきたところでもあるかなと思います。細かいことはあまりあれなのですけれども、例えば存続期間についてもどんどん延ばしたいといった場合、つまり、寄附を一生懸命集めて、その期間を記載がなければ不認可になるという非常に強い表現になっているのだけれども、それは変更可能なのですということだけれども、それを認可事項にするということにどのぐらいの強さで出しているのかなと思いました。

それから、代表受託者については、今回意見書の中に入れているのですけれども、信託法に代表受託者概念はないので、ない概念をこちらのほうにあえて入れた場合に、法的な受託者間の責任関係にどういう影響を与えるかということについての検討があまりされていない中で、代表受託者概念を入れるというのを迂遠であると書いてある。何人かに伝えなくてはいけないのは迂遠であるという話があったけれども、迂遠という便宜上のものであるのだったら、信託法上、誰か一人に伝えれば、意思表示したらというか、それは規定はあるわけだから、あえて入れる必要はないのではないかなと。代表者がやらないと不認可にしますというほどのものではないと僕は意見書に入れています。

それから、委託の場合でも、事後にやるときは、委託は例えば事務委託とか業務委託は小さいところでいっぱいあるわけですね。当然ありますよね。だから、それを全て書かないと新しいのをやったとか、それは困るのではないかなと思うのです。事業をやっている中で必要性が見えてくるということがあると思うので、それをなければ不認可にしますというので、後からやったら、事業報告書に委託しましたと言ったら、これは認可事項違反だという話になるのかなということも思うので、この辺り。

それから、合議制の機関もそうです。事業が大きければいろいろなレベルの合議制機関ができる可能性があって、助成の場合に助成の配分委員会をつくりますとかというのは単

純でいいのですけれども、事業はいろいろな委員会ができると思うのです。僕が第三者評価をやっていたときには第三者評価の評価委員会というのをつくったりしていたけれども、もっと言ったら事業者の選定委員会をつくりましょうとか、いろいろなものができる可能性があるのです。なので、それは事業をやる中でスタートアップをしていく中ではっきりしていくことだし、当初の信託契約書にそれがなければということで、本当は認可事項にすべきことなのかと。業務の機動性を縛ることになるのではないかということもあるかと思うので、それは従来の公益信託の助成型に縛られているのではないかなと。受託者が信託銀行だから、助成はあまり慣れていないねと。だから、配分委員会をちゃんとつくってもらってやらなくてはいけないという話になっているのではないかなと思うので、それもあるかなと思います。

利益相反とか報酬の問題とかは確実に要ることだと僕は思いますが、利益相反も幅があるので、そこは幅の書き方は必要だけれども、これはやはり書くべき。信託報酬などは絶対書かないといけないと僕も思っているので、そういうのが抜けるのはよくないけれども、事業をやっていく上では余分かもしれないし、流動的な機動的な運営を妨げるようなことは入れないほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○湯浅座長 御意見ありがとうございます。

ただいまの岡本参与からの御意見につきまして、御回答がございましたらお願いいたします。

○古谷企画官 ありがとうございます。

書面でもいただいている内容になります。それぞれ内部でもさらに検討が必要だというところにはなりますが、差し当たり幾つかの今の御意見に関しては回答させていただきます。存続期間に関してはもし決めなければ信託目的達成、不達成ですとか信託法上の終了原因がある中で、特に存続期間を決めて延ばしたいのであれば、ある程度延ばす理由も含めて変更の問題になっていくのかというところで想定しておりました。この辺り、どこまで縛るのがいいのかどうかというのは、また岡本先生とも引き続き御相談させていただけたらと思っております。

代表受託者のほうの問題にしましても、おっしゃるとおり、信託法に書かれている概念ではありませんが、例えば税法の関係では主宰受託者という形で使われているということもあります。仮にこれを書かなくて共同受託者があった場合に、例えば備え付けですとか閲覧について全受託者が対応しなければいけないのかですとか、または受託者課税の考え方になりますので、課税の手続について全受託者が負うことになるのかですとか、共同受託者間で取りまとめとなる代表受託者を決めること自体はある程度合理的なものかと思っていまして、ただ、いずれにしろ、それがどのような地位にあるものなのかということについて説明が足りないのではないかというところは御指摘のとおりかと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

委託先と合議制の機関についても幅があるという御示唆は現実に即した御示唆かと思えますので、それも含めて引き続き検討させていただきたいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○大野次長 1点補足をよろしいでしょうか。合議制機関に関してでございます。こちらは私どもとしてもかなり迷っておりまして、引き続き検討させていただきたいと思っております。

先ほど岡本参与から機動的な運営のためには縛り過ぎないほうがいいというような話がありました。公益法人におきましては、適正なガバナンスというのが一定程度法定されております。その中には3分の1基準であり、あるいは社員の資格の得喪について不当な取扱いをしないとかがあったことがあります。そういったことで適正なガバナンスがあるという前提の下での経営判断・創意工夫であり、機動的な運営であると。それに比べますと、公益信託の場合、信託銀行さんのように信託業法の縛りがあってガバナンスがしっかりしているというのならいいのですけれども、そういう受託者のガバナンスがない場合において、信託法上のガバナンスというのは極めて弱いと言わざるを得ません。その場合に公益法人と同じような機動的な運営というものは果たして認めるべきなのかどうなのか。特に先ほど申しましたように、脆弱な受託者がなっているような場合においては、やはりしっかりと合議制機関がチェックするということが必要になってくるのではないか。その際には、機動的な運営というよりも、信託行為でしっかり定めて、受託者はそれに従い粛々と運営する。だからガバナンスは少し緩めても構わないという議論があるのではなかろうか。そういった中でバランスをどのように取っていくのかにつきましては、引き続き検討させていただきたいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

松元参与、挙手いただいていますのでよろしくお願いいたします。

○松元参与 ありがとうございます。

私からは24ページの特別の利益の関係についてコメントさせていただきたいのですけれども、前回出た、私も申し上げた意見を反映していただきまして、随分簡略化していただきまして、本当にありがとうございます。

全体の方向性としてすごくいいと思うのですけれども、細かいところなのですが、2点だけ気になることがあります。この表でいうと、3の「受託者が法人」の場合のうちの、「①設立者、基金の拠出者」というところで、これが削除ということになっているのですけれども、もしかすると前回と細かいニュアンスが違うことを申し上げてしまうかもしれないのですが、例えば、受託者が株式会社の場合の、その設立者とかがあったらあまり関係ないと思うのですけれども、例えば受託者が財団法人みたいなものである場合を考えたときに、その財団法人をつくった人、基金の拠出者ということになると思うのですが、その財団法人が信託の受託者になっている場合に、その財団法人に対してお金を出した人にお金が払われてしまうというのはちょっと気をつけないといけないところかなと思ったので、

3の①については御検討いただいたほうがいいのかもしれないと思います。同じような話なのですが、5のところの「委託者、受託者が法人」の場合のうち、委託者については、「左記①・②は規定せず」としていただいているのですけれども、やはり委託者が信託したお金が委託者の近い人のために使われてしまうというのは典型的に懸念される場合なので、委託者の親会社とか子会社、あるいは親法人とか子法人というのは特別の利益を与えてはいけない者の範囲に含めておいたほうがいいのかなという気がして、どちらかというところ、この5の①のほうがより気になっているのですが、ここはもしかすると残していただいたほうがいいのかもしれないなと思いました。細かいところですが、御検討いただければ幸いです。

○湯浅座長 松元先生、ありがとうございます。

では、事務局から削った根拠というところで御説明いただければ。お願いいたします。

○古谷企画官 削った根拠に関しては、まさに松元先生の御示唆も踏まえて削ったつもりではあったところになります。設立者、基金の拠出者の関係で今回削るという中で、複数の受託者が含まれる。例えば株式会社について、今の信託銀行の設立者について特別の利益で本当に問題になるのかというのもあって、いろいろなバリエーションがあるというところでまずはここを整理したというところもあります。

実際に先生と前回御議論させていただいた中で、例えば公益法人が受託者になって、その設立者が利益を受けるといった場合に、今回この公益信託の受託者としての特別の利益に入らなかったとしても、信託事務を行っている、公益法人なら受託者である固有の規律というのですかね。公益法人が自分の設立者に特別の利益を与えてはいけないというほうでカバーできるのではないかなと思ってしまして、この公益信託というフェーズでどこまで規律するのかと。むしろそちらで対応できるのではないかと考えて整理したというところもあります。

その辺りの御感触と、この公益信託のレベルでも受託者としての拠出、委託者は委託者で別途規律していますので、受託者の中での固有の設立者、基金の拠出者についての規律というものの場合に、もし何か合理的な線引き等のイメージがおありであれば、例えば非営利法人、社福ですとか学校法人はやはり公益法人、公益財団と並びで考えて、場合によって株式会社だけ切り分けるみたいな、どこの辺りがフェーズのグラデーションの線引きになるかという御感触もあれば、併せて御意見をいただけたらと存じます。

○松元参与 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、3の①のところは株式会社とかを想定すると、株式会社が受託者のときに株式会社の設立者を入れるというのは要らないと思っているので、確かに株式会社を想定すると、御指摘のとおり、削除という方向がよいのかなと思います。

気になっているのは、株式会社ではなくて、非営利法人のうちの財団のようなものです。財団が公益信託の受託者になっているときに、その財団に対してお金を出した人に対して優先的に公益信託からの助成金が渡されるようなことがあってはいけないという話です。

ただ、おっしゃるとおり、確かに株式会社の場合は不要だと思うので、もし区別するとすると、財団法人の場合の拠出者という形で限定して入れるということになるかなと思います。特に危険性が大きいのは非営利法人の中でも財団のタイプだと思うので、包括的に入れるのではなくて、財団法人の場合の財産の基金の拠出者という形に限定するという事はひとつ考えられるかもしれないと思います。

明確に申し上げられなくてすみません。今のところ、そんな感じで考えております。

○古谷企画官 ありがとうございます。引き続き御議論させていただけたらと存じます。

○松元参与 お願いします。

○湯浅座長 大塚参与が挙手されていますので、大塚参与、お願いいたします。

○大塚参与 ありがとうございます。

私からは23ページについて2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は岡本参与がおっしゃっていた点についてです。確かに公益信託においても機動的なとか柔軟な運用というものが阻害されてしまうと、公益に資さないものになってしまうとは思いますが、ただ、ここに書かれている事項につきましては、いずれも公益認可にとっては必須のものではないかなと思います。まさに合議制の機関を置くからこそ公益認可ができるのだとか、さらに合議性機関を置くとしても、どういう人を選任するのか。そこに変な人が入ってこないようにちゃんと仕組みられているのかとか、報酬もきちんとしているのかといったところを判断して、初めて公益認可ができるという仕組みになっているのだろーと思います。

そういたしますと、それを記載せずに公益認可を受けるとするのは公益信託の仕組みには反するのだろー。さらに、合議制機関を一旦置いて、それで公益認可を受けた後で届出とか変更認可を受けずに合議性機関については変更ができてしまうとすると、それは望ましくないかなと思います。したがって、必要的記載事項及び相対的記載事項については御提案どおりでいいのかなと私は賛成をしております。

もう一点、それに関連する話として任意的記載事項の話です。必要的記載事項及び相対的記載事項以外の契約書記載事項が任意的記載事項として整理されて、それについては府令のほうで軽微性があるということで全て届出事項にされているかと思います。これは前回も少し申し上げたのですが、任意的記載事項の中にもやはり公益認可に非常に重要なものが含まれるのではないかなと思います。溜箭参与がおっしゃっていたような気はいたしますが、例えば委託者が関与できるという仕組みが信託行為の中にある場合には、それがまさに公益認可にとっては重要な判断要素になってくるのだろーと思います。そういった公益認可にとって重要な記載があって、それを考慮して認可がされたという場合に、全て後の変更が届出事項とされてしまっているのだろーかということ、若干懸念も覚えるところでは。

もちろん事務局提案というのは分かりやすさということを重視されていて、これも一つの案として支持し得ると思うのですが、もう一方で、特に任意的記載事項の中で

も公益認可にとって重要だった事項について、例えば任意的記載事項ですが、重要なので、後で変更する際には届出ではなくて変更認可を受けてくださいと行政庁が指定できるとか、何かそういった仕組みがあってもいいのかなという気がしております。

以上となります。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

では、今の太田参与からの御意見に対しましてコメントをお願いいたします。

○古谷企画官

2点目の御意見についてなのですが、考え方の問題として、この変更手続の中でどこまで考慮するかという点で2点だけ申し上げますと、届出だから自由にできるというわけではない。これは事後的に届出を見た上で、行政庁のほうの問題があると考えれば、そこからまた監督が入ります。また、先ほどの委託者の指定等、当然任意的記載事項の中で重要なものがあるというのは御指摘のとおりかと思うのですが、それを信託法上の変更の要件、前回表で書かせていただきましたが、委託者の同意があって初めて変更ができるというようなステップをまず踏んでいく中で、そもそもこの信託法上の変更の要件と行政に対する認可申請についての変更の要件をどのレベルで考えていくのかというところは再度整理させていただいて、太田先生がされるような御懸念が解消できるのかどうかも含めて議論させていただけたらと思います。いずれにしても、御指摘を踏まえてさらに検討させていただきたいと存じます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○太田参与 一言だけよろしいでしょうか。

今の点は非常によく分かりました。1点目の届出事項だとしても後に監督ができるのだという点はまさにおっしゃるとおりかなと思いまして、それが今の御提案でも支持し得るという根拠になっておりますので、それでもよろしいかなとは思っています。

ただ、2点目の委託者の同意が必要だという点については、公益認可と委託者の同意というのがどちらも変更に対するコントロールにはなっているとは思うのですが、変更認可や届出というのがまさに公益の観点からのコントロールなのに対して、委託者の同意というのは、もちろん委託者が公益のためを思ってコントロールを及ぼす場合もあるとは思いますが、そうではなくて、委託者の好みにおいてといいますか、希望に応じてコントロールされる可能性もございまして、それが公益とは相反する可能性が出てくる。そういったおそれが出てくるということになりますので、委託者の同意があるから変更の認可が飛んでいいのだという話ではありませんで、その辺の整理は必要になってくるかなとは思っています。

以上、コメントでした。

○古谷企画官 ありがとうございます。

御指摘のように、委託者の指定ですとか指示についてどう考えるのか。それが実体法上

の委託者の意向を示すものなのか、やはり認可との関係で、それがあったからこそ認可を受けるといようなことがあるのであれば、それはまた別の議論になるかと思いますので、御指摘を踏まえて引き続き検討させていただきたいと思います。

○湯浅座長 それでは、岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与 さっき大野次長のほうからお話があったし、今の話でもあったのだけれども、公益法人と比べてガバナンスが弱いから強くするということをやっていくと、どんどん強くなって、逆の面からすると簡便ではなくなる。つまり、規模が小さくて簡便にするということだからガバナンスが小さいということになっているので、そうすると、ある程度小さいところで失敗が出てくるのは当然ということを経験にした規制の考え方、つまり、事後規制をするというのはそういうことなので、ガバナンスが十分ではないからということを経験した論理系列でやっていくと、どんどん厳しくなっていくということがあるから、そこをどう考えるかというのが考えどころだろうなと。僕は全然それは根拠がないと言っているわけではなくて、そうだろうなというのは分かるのだけれども、その論理系列と違ったところでの論理をどう考えるかというもののバランスを、前回もバランス論とありましたが、すごくあるかなと。1点目です。

2点目は、まさに今の言っていたところで、松元先生がおっしゃったことと関係しているのだけれども、委託者がどの程度発言、利益管理をするのは誰だって駄目なので、ただ、委託者の指図権みたいなものがどういう形で入ってくるかということでは、僕は前にちょっと言ったのだけれども、委託者が一社をつくって2人で、財団より社団のほうが簡単にできるので一社でつくって、理事会もなく、幹事もなくたって、一応一社だったらできるのですよね。2人でできるので、だから、法人としても一社だったら非常に簡単にできて、一社がそれで受託者として別法人だから私ではなくて、つまり、自己信託は駄目だけれども、一社をつくれれば法人だからできますという形があり得るわけですよね。そういう場合に、妻と2人で一社をつくって、それで自分が事実上のファミリーファンドができるということになりかねないと思うのです。僕はなったらいけないとは思わないのだけれども、だから、規制を強化しろというわけだけれども、なった場合にはどういう形での問題を規制する。まさにそういう仕組みを考えるかということが僕は大事で、ファミリーファンデーションは非常に国際的にも公益信託や公益的な寄附の大きな受皿になっているので、日本ではそれが三親等規制とかいろいろな形で規制されているけれども、もしその点について今回開放するということを明確に意識してやるのだったら、それは僕は非常に大きな制度改革のポイントになる可能性がある。公益信託の売りになる可能性もあると思うのだけれども、プライベートファンデーションみたいな形での特段の規制はアメリカでやっているわけだけれども、そういうものについての代替的なことを考える必要があるのかもしれない。だから、単純に規制を厳しくするというわけではないけれども、そういう意味で、ダフの話でもそうだけれども、指図権があるからこそ、増えていけば全体としての公益に資する可能性も出てくるわけで、その辺りのバランスをどう考えるかということを経験

ひ御検討いただきたいなと思っています。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

ただいまの岡本参与の御意見に関しまして、もしコメントがございましたら。

○古谷企画官　貴重な御示唆をいただきましたので、引き続き意見交換とさせていただけたらと思います。検討させていただきます。

○湯浅座長　それでは、このテーマに関しましてほかに御意見のある参与の方はいらっしゃいますでしょうか。

では、林参与、お願いいたします。

○林参与　前回と同じことを聞くかもしれないのですがけれども、相対的記載事項の事務を委託する場合とか合議制機関を置く場合などに関して言うと、合議制の機関に関して言うと、当初は予定していなかったのだけれども、後にやはり必要だから置きたいというときは変更の認可の手続を取るということだと思ふし、もう一点は、委託に関して言うと、委託することができるだけ書いていて、現実には当初は委託しないのだけれども、後に委託することになったら、要するに委託先については認可を取らないといけないので、新たに変更なり認可なりの手続を取ってやっていくという趣旨だと思ったので、一応その確認です。

それから、岡本先生がおっしゃるところはすごく魅力的だったのだけれども、普通は民事信託でも一般社団法人をつくるときは、実質的に同じ当事者だったら、委託者と一般社団法人が実質的に一体だったら、それはある種の脱法であるから無効だと言われると思うので、要するに、ここの議論以前に実体法的には制約がかかっているもので、脱法ではない、一般社団法人をつくってやるという前提だったら、先生のおっしゃるとおりだと思うのですけれども、それだけは気になって。

以上です。

○湯浅座長　では、事務局から御回答をお願いします。

○古谷企画官　ありがとうございます。

前者の特に委託等の関係に関して、必ずそのときに具体的な委託先が決まっていなくて後から決めるという場合も、結局、委託者のさっきの決め方等も踏まえて、その内容の中で認可を受けているというような事情があれば、必ずしも具体的な人が決まったときに変更認可にはならないのではないかなと。これは検討が及んでないところで個人的な意見でもあると思います。実際はどういう内容で認可されたかによってそれが変更かどうかというところは決まるかと思いますが、具体的な適用の場面についてはまた検討させていただきたいと思います。

○湯浅座長　ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。
溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 合議制の機関のところでは23ページの相対的記載事項の④ですが、合議制の機関はどういうものを想定するかによって随分変わってくる気がするのですが、これはもう少し修飾語をつけるというか、例えば信託財産の運用、支出あるいは公益事務の中核的な内容を委任する、その場合の合議制機関とか、そういうふうにしていくというのが一つの在り方かなと思います。機動性というのは、どちらかというと分配をそのまま決めるというよりは、どういう業者に頼むかとかそういったところになってくるので、そこを何とか切り分けられるといいなと感じながらここを見ていました。

もう一つはもっと難しいなというところなのですが、いろいろなところで受託者が株式会社か、一般社団法人か、NPO法人かという区別が出てくるのですが、信託銀行は別のカテゴリーになることが多いから別で、要するに昔からある上場しているような会社も株式会社だし、昨日つくった、何人で株式会社をつくれるのでしたか。そういったところも株式会社ですよ。そこを一緒にくたにするというのがどこまで現実性があるのか。あるいは一般社団法人というのも個人がぼんっとくっているものもあれば、公益法人にはなりたくないけれどもかなり活発にやっている、公益のために行為している法人もあったりするというところがあるので、そこら辺をもう少し区別できるといいかなという気がしました。

林さんがおっしゃったように脱法的なものというのも、それはそれは極端なような感じもするというところもあるので、そこら辺はちょっと難しいなと思いつつ、代案は何かというのは難しいなとは思っているのですが、感じていることだけ取りあえず申し上げます。失礼しました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、今の溜箭参与からのコメントに関しまして御回答をお願いします。

○古谷企画官 前者の合議制の機関について修飾語をつけたほうがいいのではないかという御提案の中で、内部でもどういう形でこの部分を表現するのかというところは議論があったところになります。おっしゃるとおり、実際に選考委員会のようなものから実質的な運営に関する運営委員会というものまでいろいろ幅広く、また、岡本参与がおっしゃった事業の中ではいろいろな機関というものが出てくる中で、府令として全部のバリエーションを書き切るのとはなかなか難しいという判断もあって、ここは一応包含する形で合議制の機関と置かせていただきまして、信託行為との関係で書いているところになります。

おっしゃるとおり、ある程度の広がりとか可能性については、現状、府令で議論するのか、また、ガイドラインで議論するのか、その辺り、もちろん府令で決めるべきだという御示唆もあれば、それも含めて検討させていただきまして、ここはあえてある程度広い形で置かせていただいているところになります。

後半の受託者のバリエーションに関しては、まさにそれが今回の改正の難しいところでして、また引き続きその点も御意見をいただきながら検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○溜箭参与 ガイドラインということがあって、ガイドラインとどうすみ分けるかといっ

たこともあると思うのですが、ガイドラインの場合には、公益法人のようにこういった事業をしているものみたいな、公益法人だと助成をしているものとか、何かの試験をしているところとか、いろいろありますよね。ガイドラインはそういうようなイメージですか。そうだとすると、こういう類型であればこういった委員会が大事であるということが言いやすくなるような気はするのです。

○古谷企画官 その点も含めて今開かれていますし、まさに自由討議の中でガイドラインで定めることが望ましい事項としてまた議論していただきたい事項になるかと思います。ある程度具体的なものを定めることは想定されていると思いますが、よろしくお願いします。

○大野次長 ガイドラインに何を定めるかというのはこれから検討すればいい話なのですが、何でもガイドラインに先送りしてしまうと、結局、ガイドラインで全てを決めるということになってしまいかねないところがあるので、基本的な考え方は府令の条文に反映させておくということが重要だと考えています。その条文を踏まえてガイドラインをどうつくっていくのかという議論ができることが望ましいと思います。もちろん限られた期間で府令を夏に作らなくてはいけないというスケジュールありきのところがあります。ですので、府令について、先ほど申し上げましたとおり、今後さらに見直すということがあり得べしという前提ではあるのですが、それなりのものは夏ぐらいにつくらなくてはならない。さらに、制度が施行する前には全体を含むガイドラインをつくらなくてはならない。その上で、さらなる簡素化でありますとか事業類型ごとのガイドラインというものを、今後どこまでつくっていけるのか、時間がない中で優先順位をつけてやっていくということが必要になると考えてございます。

○溜箭参与 ありがとうございます。

そういったときなのですが、合議制というのは今これで全てここに書いておかないとさせないぞというのはちょっとやり過ぎのような感じがするので、それをどういうふうに譲れるかなといったことで言ったつもりなのです。全てを先送りというのではなくてということではあるのですが、どういった手法があるかというのを考えながらといった趣旨ではあります。

○大野次長 簡単な話としては、ここの下に委託契約の細則として定めるものというのがありまして、合議制機関というところで全てを切るというよりも、細かい話は細則に委ねるということにしておいて機動的な運営に委ねるというのは考えられる一つの手段だと思います。その他、全く想定していなかったけれども、事業変更によってつくることがあるかもしれないといった場合にどうするのか、抜け道をどうするかということは条文のつくり方なども含めて考えていきたいと思っています。

○湯浅座長 林参与、お願いできますでしょうか。

○林参与 林です。

短めに1点だけ、さっき合議制の機関のバリエーションがと言われたんで、こういうの

もあるからバリエーションの端っことして考えられるのではないかと申し上げたいのですが、助成型のときに規模が小さくて合議制の機関を置かずに受託者がどうやって決めるのかという問題があって、だからこそ、誰かに聞きたいから合議制の機関とかで決めてもらうという仕組みを取る人たちもいるのでしょうかけれども、要するに誰かの意見を聞くというパターンですよね。誰かの意見を聞くというのは、指示されたら指示されたとおりにやるというパターンもあったら、意見を聞くだけというのものもあるし、意見を聞く先が委託者なのか、全然違う人なのか、個人の受託者で自分で決める裁量はあるのだけれども、第三者か分からないけれども、その人の意見を聞いた上で決めるというパターンもありそうだと思います。第三者というのが、複数の人なのか、1人なのか、それはバリエーションがあり得るなと思ったから、誰々の意見を聞いて助成先を決めるというパターンもあると思ったので、それが合議制の機関というのとどう絡むのかとか、バリエーションの中ではどこに入るか分からないのだけれども、そういうのもあり得るというのだけ申し上げたかったです。

以上です。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございます。諮問レベルのところもどこまで含むかということなのかと思います。

時間も大分迫ってまいりましたので、次のテーマに入ってよろしゅうございますでしょうか。

続きまして、4番目のテーマ、公益信託による計算規則の考え方につきまして、事務局から御説明いただきたいと存じます。

○古谷企画官

資料1、26ページをご覧ください。

計算規則の考え方につきましては、公益法人の会計研究会のほうでも御議論いただく予定で、今回は頭出しということになります。

ここでいう計算規則というものに関して、受託者が作成する計算書類の考え方についての整理ということになります。大きくポイントとなりますのは、右側の合同命令と掲げております内閣府令・法務省令の部分になりまして、これについては新法の公益信託法の33条3項で法務省令を内閣府令・法務省令と読み替えている部分についての規律になります。信託計算規則として一般の信託について定められているものに関して、具体的に決めていくということになります。

具体的には赤字のところになりますが、信託計算規則における限定責任信託の計算と基本的に同様、具体的に規律する哲学が同様というよりは規定内容が同様といった意味になります。限定責任信託は固有財産にかかっていけないというところで、一般債権者の保護のために規定されておりますところ、公益信託に関しても、様々なステークホルダーの存在を踏まえて、通常の公益信託についても限定責任信託並びの規定を置くことでまず提案させていただいております。

この点、会計の考え方にも関するもので、弥永先生に参考資料として具体的に御質問させていただいて、回答もいただいているところになります。

私からの説明は以上になります。

○湯浅座長 こちらに関しまして、会計研の検討事項にかなり入ってくると思うのですが、何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

では、岡本参与。

○岡本参与 弥永先生の意見書が出されておられたと思うのですが、今日は御欠席ですか。

○古谷企画官 弥永先生は公務の関係で御欠席で、その代わりにという感じで参考の意見を出していただいております。

○岡本参与 1点、それに関して出されていたので、僕は残念ながら簿記関係についてはあまり得意ではないのですが、貸借対照表の話が書いてありましたね。それは収支計算書でいいのではないかみたいな話が書いてあったかと思うのですが、確かに信託法のほうに貸借対照表で書かれていたから出すのはしようがないかなと僕は思っていたのですが、小さいところはやはり小遣い帳でいいというか、収支計算書で現金でやるということも許容できるような規定の仕方が望ましいと。公共法人のほうには、僕が知る限り複式簿記でやれという議論はなかったと思うのですよね。信託のほうで複式簿記でやれと。ガイドラインで複式簿記を前提にしているというのは分かるけれども、法の中にはたしか発生主義でやらなくてはいけないという規定はなかったと思うので、だけれども、信託法のほうにそれが入っているのであればやらざるを得ないかなと思ったのだけれども、弥永先生の御意見だと解釈上で現金主義でも可能性があると思うのですが、もしそういうことが可能であるのだとしたら、そういう形で小さいところは現金主義でやってもいいのではないかなと思います。そのほうが妥当性が高いし、実際に小さなところでは現金主義的でも十分かなという気がします。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

経過勘定項目がないとか、固定資産を持っていないとかというと、結果的にはほぼ一緒になるということかもしれません。ただ、どういう立てつけにするのか、それを認めるのか、それとも簡便処理を認めるのか、そこについては、会計研が来週ですかね。会計研というのが別途あって、それで議論されますので、そこでも確認をさせていただければと思っています。

○岡本参与 ぜひよろしくお願いします。

○古谷企画官 1点だけ。事務局ですが、信託法上37条2項で書かれているところだと、法務省令で定めるところの貸借対照表、損益計算書、その他の法務省令ということになっていまして、あくまで例示として掲げられているだけですので、むしろ現状の公益信託は収支計算書がベースですので、そういう形で特に法律上問題はないかと理解しております。

○岡本参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 では、こちらのテーマはこのぐらいにいたしまして。

林先生、すみません。お願いできますでしょうか。

○林参与 先ほどの貸借対照表とかが載っている件は、先ほど古谷さんが言われたのでそれでいいかなと思ったのですが、一般的にもっと規模の小さい民事の信託で個人の人が受託者になっているようなときは貸借対照表なんて無理なので、すごくシンプルな損益計算書をやっているというのが実務だと思うので、37条に対してはそういうのも許容性があるのだけれども、公益信託だったらどうなるかと考えていくのだと思ったのですが、古谷さんが今言われたような内容だったら基本的にそれに尽きるかと思うので、以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、最後のテーマでございます。テーマというかバスケットでございまして、自由討議に入らせていただければと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

○古谷企画官 本日、残りの時間になりますが、自由討議というところで、資料1の28ページをご覧ください。

差し当たり新たな公益信託において想定される利用例ですとか、ガイドライン等において定めることが望ましい事項、また、モデル契約書等を作成することが望ましい類型、その他施行に当たって事前に検討すべき事項という形で提示させていただいておりますが、せっかくの機会ですので、参与の方、ぜひいろいろな観点から御意見等をいただけたらと存じます。よろしくお願いいたします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

非常に漠としたテーマでございますけれども、皆様、何かお気づきの点がございましたら御発言をお願いいたします。挙手をお願いできますでしょうか。

林参与、またお願いいたします。

○林参与 モデル契約書の件で類型というか何というか、どういうものを示したらいいのかみたいにしていて、幾つか示すとすれば、助成型なり特定資産公益信託で規模が小さくて運営委員会とかそういうのがないような非常にシンプルなものと、もう一つは運営委員会とかもするような助成型でも規模が若干大きいもの、あとは一般的な事業型っぽいものの規模の小さいものですかね。そういうものについて参考の契約書みたいなものを示すというのではないかなと思います。事業型で規模が大きいのはできるのだけれども、場合によっては公益法人のほうがいいのではないのかと言うかもしれないし、それでできる人とか、この法が想定するところというのは若干違うかもしれないから、よく使われるところ、使いそうなところというので、モデルの契約書を示すのだったら今言った3つを基本的に考えた方がいいのではないかなというところかと思いました。

あとは、現行の実務はあるものの、実務がないところもあるから、どういうモデルケー

スみたいなのを想定するのかというのが非常に大事だし難しいかなと思ったりしました。

取りあえず今のところは以上です。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございます。

ただいまの林参与からの御提言につきまして、コメントがございましたらお願いいたします。

○古谷企画官 検討させていただきます。自由討議ですので、ぜひ参与の方に自由に御発言いただけたらと思っております。

○湯浅座長 そのほか、何か御意見等はございますでしょうか。

大塚先生、お願いいたします。

○大塚参与 ありがとうございます。

まず、モデル契約書を作成すべき類型というのは、林参与とほぼ同じなのですけれども、助成型、要は特定資産公益信託に当たるような類型とそうでない類型、事業型と呼ばれているタイプのうち、そこまで規模が大きいものを用意すれば、最初はよろしいかなと思います。ただ、助成型であれ、事業型であれ、いろいろ選択肢というのはある。合議制の機関を置くかどうかみたいな選択肢がございますので、いろいろな選択肢に耐えられるような、こういうことも定めていいよとか、そういったことは定めておくとうろしいかなと思います。ただ、岡本参与がおっしゃっているとおり、どんどんいろいろな類型が出てくるとうれしいということですので、時間が許す限りでつくればよろしいし、あるいは法が執行された後もだんだん類型を増やしていくということはあり得るかなと思っております。

それから、2に戻りますが、ガイドライン等において定めることが望ましい事項といたしましては、まずは、先ほどの議論の中にも出てきましたが、受託者が1人の場合と複数の場合、あるいは信託管理人が1人の場合と複数の場合とで幾つか規律が変わってくる、あるいは判断の仕方が変わってくるという場合があります。受託者が複数の場合とか、特に信託管理人が複数の場合というのはあまりルールが明確ではないというのが現状ですので、これについてはガイドライン等においてある程度分かりやすいルールを提示しておくのが望ましいかなと思っております。

それと、もう一つは、特に受託者が自然人のような素人の場合、あるいはNPO法人とか受託者としてこれまで経験を積んでいないような者が受託者になるといった場合には、公益信託法関係のルールだけではなくて、信託法に関するルール、要は分別管理をどうすればいいのかとか、あるいは利益相反に関する規律はどうかとか、そういったものをガイドラインとして用意できるとより問題が生じづらいのかなと思います。この辺りは時間が許せばということかなと思っております。

私からは以上です。

○湯浅座長 大塚先生、ありがとうございます。

すみません。後半の受託者が経験が少ないような場合の対応というのは、もうちょっと

詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○大塚参与 要は、分別管理をなさいというだけだと、どこまでいけば分別管理として適切な任務の履行になっているのか、あるいはどうしたら駄目なのかという点が信託銀行さんだったらよく分かっていると思うのですけれども、そうではない自然人であるとかNPO法人だとなかなかそこが分からなくて、分別管理義務違反を行ってしまうという可能性が出てくると思いますので、例えば金銭であれば口座を別に用意するとか、あるいは計算を明らかにする、計算を明らかにするというのは具体的に何かとか、そういったところを定めるといったところであるとか、あるいは利益相反についても、このお金は絶対に自分の固有財産のために使ってはいけないのだということを明確に打ち出しておくとか、そういう単純なことでよろしいかと思うのですけれども、そういったことでもガイドラインに定めておくといいのかなということです。

○湯浅座長 ありがとうございます。実務の手引き等になるようなものをガイドラインに用意することと理解いたしました。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

豊福参与、お願いします。

○豊福参与 私のほうで信託に携わっているもの以外の方が今後入っていらっしゃることも多々あるかと思うのですけれども、その際、申請書ですとか提出物について、見本や様式みたいなものがあると理解しやすいと思います。見本や様式みたいなものに、書いて欲しい事項が含まれていれば、割と理解が早まるのではないかということはこれを見ながら思ったところでございます。

○大野次長 それは事前にイメージを出すという感じですか。公益法人制度におきましては、今回の見直しにおいて、公益目的事業の内容ということですが、これは開示するという形に改めてしまいました。公益信託についても同じようにやるのだろうなということを考えています。ですので、信託契約についても、個人情報をどうするのか、全く関係ない事項が記載されていればどうするかといった課題は若干あるものの、基本的に、基本的な申請書類は開示ということ想定しております。

○湯浅座長 一応添付書類のフォーマットというのは、フォーマットがないものもありますけれども、当然に提示されるという前提ですよね。

○古谷企画官 そのとおりでございます。

○湯浅座長 岡本参与、お願いします。

○岡本参与 今のとちょっと関係して、フォーマットの話で、できるだけ指定書類は少なくしたい。できたらオンラインでチェック、例えば信託管理人が承諾していますかというのがありますよね。前は合議制機関を受け入れていますかという承諾書みたいなものとか、そういう意味での承諾書類をいっぱい取るという話になると、書類はどんどん増えると思うのですよね。だから、そういう意味では、オンラインで承諾していますかというチェック欄があって、チェックだけでよくて、それを後で事後規制でそれが虚偽の申請だったら

認可が取り消しになるという形でやったほうがいいので、デジタル庁もできるだけそういうふうにしましょうというか、単純化していく。オンラインで申請できる領域を増やしていくということが望ましいし、できるだけPDFを下ろすのではなくて、HTMLの中で済んでいくというような形の書類、皆さんそう思われるでしょう。PDFは読むのが大変ですよ。だから、オンラインチェックでやれるような形でどこまでできるかということのチャレンジをぜひやっていただきたいと。それはシステムができていないとかいろいろあるかもしれませんが、そういうことを考えていただきたいというのが一点です。

ほかのことも言っていていいですか。ほかのことで、今後のことですが、意見書も出ておったと思うのですけれども、NPOが受託した場合の本業と同じ問題を受託したときにどうするかという話がありましたよね。それで、僕も出しましたが、ほかにも先生のほうから出されていますよね。なので、そういう意味で、そこが閉じられると非常に困るよねという話は僕は既にNPOの方々から聞いているので、当然できるよねと僕は言っているのだけれども、その場合に利益相反とかそういう話をちゃんと整理しておいたほうがいいかなと思うので、そこはあまり整理するとどんどん厳しくなるというのは僕は困るので、漠としていたほうがいいかもしれないのですが、そこは論点としてあることを意識した上で、禁止されていないということを確認するという意味でも議論の中に入れたほうがいい。これが一つ。

それと、信託業法の関係はここでの所管外というか管轄外なので、議論してもあまりしようがないのですけれども、ただ、例えばコミュニティー財団がいろいろな形でたくさん信託を受託するというのを、今、寄附でマンション型財団と言われるようにそれぞれの財産を入れて、それで助成するというような形をやるということを考えるとすると、公益信託はある程度複数の受託をちゃんと公益目的事業に変えて受託していくという形があり得ると思うのだけれども、そういう場合に信託業法との関係はどうなるかということで、営業の定義の問題、つまり、利益目的なのか反復継続性とかその辺りのことについては、我々の中でも議論しておいても、それは向こうでやってくださいという話かもしれないけれども、ちょっとは考えてもいいと。

○大野次長 よろしいですか。

信託業法の関係につきましては、我々も金融庁と議論しておりまして、金融庁でも真面目に議論していただいております。もしかすると、近々結論が出るのではないかなというぐらいのスケジュール感で動いております。

○岡本参与 ありがとうございます。それはとても大事なかなと思います。

最後は移行の問題なのですけれども、なぜかという、公益信託は小さいからということだけれども、大きくなったらどうするのという、公益法人に変わってくださいねという話があると思うのですよね。なので、まだ発足もしていないからそんなことは考えるべきではないという話になるかもしれないけれども、どういうふうに移行の簡素化とか、それから、信託併合の簡素なやり方、つまり、同一目的での受託を単に寄附ではなくて信託

としてやりたいという委託者が複数出た場合の形だとか、そういう意味での手続を簡素にして、できるだけ自由に、公益信託から公益法人になる場合にはこういう簡素なやり方ができますよというようなのを本当は考えておいていただけると、まさに規模が大きくなったらぜひ公益法人に行っていくくださいというので、イギリスはたしかCIOという公益法人の類型を新しくつくって、信託からの移行を非常に推奨してやっていると思うのですよね。そういう意味で言ったら、小さい信託でのガバナンスの弱さが危ないというのだったら、公益法人への移行を容易にするという方法を考えていいのではないかなと。それも検討が必要かなと思います。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

もし何かお伝えしたいことがあれば。

○古谷企画官　先ほど次長から御説明の中での、今日の金融庁の金融審の総会で金融庁のほうから信託業法の一部改正法案を今国会に提出することで準備していますというところで、総会のほうでは了解されたものと理解してしまして、実際に金融庁のホームページで資料について見るができますので、それがうまくいくかどうかというところかと思います。

後者についても、御指摘のとおり、今回、残余財産で公益信託から公益法人、公益法人から公益信託ですとか、その辺り、うまくきちんとすみ分けができるような形というのが本当に望ましい将来の姿かと思いますので、引き続き御意見等をいただけたらと存じます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

御意見がまだない参与からも御意見をいただきたいと思います。

生野参与、お願いいたします。

○生野参与　藤谷先生の意見書1とか、ほかの先生も意見書を出しておりますけれども、要するに公益信託が助成をやるとある事業、それで公益法人がその事業をやっているという場合に、公益信託と公益法人は同じ法人なのですけれども、公益法人が委託している公益信託から助成ができて問題がないのかというようにところを藤谷先生は少し指摘されているのですけれども、恐らく助成の仕組みがちゃんと選考委員会で一定の基準でやるということで決められていれば、公益法人が受託している公益信託の助成の対象が公益法人の事業になることはあり得るだろう。ただし、それは特別の利益の観点からちゃんと選考過程ができていくとか、その辺りはクリアしないともちろん駄目だということだけれども、そこはあとは助成をする側、受ける側のそれぞれ分別管理とか事業報告等でその中身がきっちりと書かれているかどうかというところの問題ではないかと思うのです。

私が気になっているのは、奨学金をやっている公益法人が、同じように奨学金をやる公益信託の受託者となって、そうすると、同じようなことをやるわけですよね。例えば選考委員会を従前公益法人でつくっていて、それとは別に公益信託としての助成の奨学金の選考委員会をつくらなくてはいけないのか、それとも同じものを使うことが可能なのか、そ

れは誰がやっているのかとか、その辺りの峻別はどうするのかというところをどうするのかなど。逆にもし使えたとすれば、それは非常に公益法人のノウハウを生かすことができ、充実した公益法人と公益信託の受託ができるということにもつながると思うのですが、そこをどういうふうに積み上げてやるのかなという点。

あとは、些細な話ですけれども、公益法人が持っている事務所を公益信託に貸す。そうすると、法人格は同じですから、いわゆる貸し手と借り手が同じ人になって、ではこういう条件でこう借りますというような書面はどうやって作るのか。それぞれ代表者も代表理事も同じだった場合、どうするのかと。そういうところはどこに出てくるのかと。それぞれがちゃんと借りていることと貸していることで、それぞれ会計処理をきちんと作っている。それはどこかを見れば出てくるということで足りるのか、あるいはそれとは別に何らかの書面が必要なのかといった、法人格が1つの中でやることの分別管理にとどまらない整備をどうするのかというところがちょっと気になっているところです。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

信託で賃料は発生するのですか。

○大野次長　「賃料」は、発生しないと考えています。今、生野先生がおっしゃったのは、要は費用を信託財産から取る、そのこと自体が利益相反ではないのかという議論が出てきます。結局費用として幾ら取るか、費用をどう設定するのか。これは利益相反としないためにどういう取組が必要なのかというのは、大きな課題となるところだと思っております。

その上で、先ほど選考委員会を一緒に使えないかどうかということがあったのですけれども、財産の管理さえ峻別していれば、それを使ってはいけない、事業を峻別しなくてはいけないという理由はどこにもないと私は理解しております。ですので、奨学金事業をやっている法人に対して、1億円信託します、このお金を使って奨学金事業をやってくださいという公益信託だってあると思っております、そのために別の選考委員会をつくらなくてはいけないなんていうのはばかげた規制であると。法律上どこにも要請がないことではないかなとは考えております。

ただ、繰り返しになりますけれども、その場合の費用をどう案分するのかというところについては、利益相反なり分別管理なりとの関係が非常に問題となるところだと思っております。

○湯浅座長　信託報酬をどうやって適切に分けるかということに尽きるかなと思っております。

○岡本参与　ついでに言うと、信託報酬を受けたほうの公益事務の50%の割合とか、あの話で、公益信託の事業費を法人本体の事業費に換算できるのかとか、それはそうではなくて単なる公益信託事務だから、それは受託者としての公益法人の公益事業経費の中に入らないという話になると、本来、受け手のほうの公益法人の事業規模が小さい場合には、その割合を満たすのが難しくなる可能性も出てくるかなということも思うので、その辺は公

益法人のガイドラインでまた考えていただくのがいいのかなと僕は思っているのですけれども、いずれにしろ、公益信託をつくらずにそれは寄附しなさいという考え方もあるとは思っているのですけれども、例えば子ども食堂をやっているところに子ども食堂をやってくださいという形で公益信託をする。それで、例えば本体が実は財務諸表が赤字でよくないと。だからこそ公益信託でやって、公益信託のほうが自分が目が届くから公益信託でやりたいという場合に、そのNPOと全く同じ公益目的事業、公益事務を信託にするという場合と全く同じ場合があり得るし、そうではなくて、この地域の公益、子ども食堂はうちの公益信託でやってくださいという形でやるという場合もあって、一部とか全部とかその辺の区分けがあって、それぞれにどういう形の利益相反関係が出てくるかとか、それから、幹事とか評議員会と信託管理人との兼業関係がどうなるかとかというものもあると思うのです。だから、その辺は整理する必要はあると思うのだけれども、基本的にはさっき次長がおっしゃったようにポジティブに、そういう意味でいけば、両方が活性化できるような形でのやり方を工夫してあげたらいいかなと。あまり手続が面倒くさくならないようにしたらいいかなと思います。

○湯浅座長 コメントありがとうございます。

では、黒田参与、お願いいたします。

○黒田参与 本日の皆様の御議論にも重なるところがございますけれども、3点だけ申し上げたいと思います。

公益事務割合は80%が妥当かどうかの御議論のときに、小規模であった事業形態によって比率を緩和してもよろしいのではないかという御意見が複数の方から出たと思いますけれども、私もそういうふうに考えております。実際にそういったことは可能であるのか、どこのレベルでそれを決めていくのかというのは今後になるのかもしれませんが。

また、開示のところでも、弥永先生からの紙にも書いてございますけれども、例えば額が小さいものはとか、開示の簡素化は認めるというようなことも提案されていたと思いますので、実際に規模や事業形態でそういったものをどこまで変えていけるのかというところは今後の議論に委ねたいと思います。

それから、岡本参与がおっしゃったことですが、固有事業と信託事務が同一のもので同一の場所で行われているような場合というのはかなりあるかと思うので、そこにも幾つか論点があると思うので、整理が重要だと思いました。

あと、ガバナンスについては、ガバナンスが弱いところが受託者になるという場合、引き続き検討を要するということですが、前回から公益信託全体の体制で共同受託であるとか、信託管理人という方を置くとか、そういったことも含めてセットというか全体で見ていくということですが、それが具体的にどういう場合であれば問題がないと考えるのかというところももう少し議論してもよろしいかと思いました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

大分時間も押してきていますけれども、これだけは申し上げたいということがもしあれば。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 なかなかまとまっていないのですが、利用例ですよ。従来の奨学金を中心とした実績には特定公益信託になるようなもの、先ほど岡本先生がプルーデントインベスタールールに反するみたいなこともおっしゃって、まさにこれはやはりプルーデントなインベストメントに反することに税制優遇と特例を設けているということなので、この国にとってはやはり問題だと思います。なので、今後はこれまでつくっていたような奨学金のようなものも特例公益信託ではないところでつくっていくということを考えていく。それできちんと財産を増やして永続するようなものにしていくということは今後考えていく必要があるのではないかなと思います。林さんもこんなつもりではなかったとおっしゃっていたと思いますけれども、やはりそこはきちんと示していく必要があるかなと思います。そうすると、使われていく利用例というのは、従来型の奨学金というのもありますけれども、一つはより高度な運用をした上で増やして分配をしていく。よりよい導管として使っていくということが考えられるのではないかなと思います。これが一つです。

もちろん従来型の小奨学金というくくりもあると思いますけれども、もう一つ事業、とりわけ公益法人は既に税制優遇があるので、公益信託を使わなくてもそんなに困らないのではないかなと思いますけれども、公益認定をあえて取らないようなところ、そういったところが特に公益を取れるような事業については公益信託を使うといった使い方、そういったものを今後は想定できるのかなと考えているところです。

ガイドラインですよ。そうすると、やはり場合分けのような話が出てくる。そこもかなり荒っぽい形で場合分けをしていく、事業をしていく導管的なもの、それと従来の奨学助成みたいなのところですかね。そういったところでガイドラインをある程度分けていくということが考えられるのではないかなと思っています。

もう一つ、ガイドラインですけども、やはり大事なものは、公益信託といったときには、信託なので分別管理、それと、注意義務と忠実義務と必ず公益に使うというところをやはり強調していく必要があるかなと。公益法人並びの言葉というのがあって、財政基盤でしたか。あと、事業をする能力ですよ。そういったものもありますけれども、やはり忠実義務で公益に使う。そういったことが大事だということをきちんと打ち出していくことが大事かなと思います。

その上で、こうしなければいけないということだけでなく、こうすることができる、こういった方法があるよということも見せていくことが大事かなと思います。一人の自然人受託者が公益信託をするというのはやはり危ういところで、ではどうするのですかと。複数の受託者をつける、信託管理人をより独立性の高い人にする、合議制の委員会をつくる。そういったやり方はある。こういうことがありますよということを見せていくということがガイドラインの中でできるといい。ガイドラインで場合分けをした中に、それぞれ

適切なやり方をピンポイントで示していけるといいかなと思います。

今日の資料のところでも、特別の利益というものは、ここで禁止されなくても、だからやっていいということではないのですよといったところがありますね。これは本当に大事だと思うのです。やはり理念としてはできないということが大きくある。ただ、規制には限界があるのだよということを示した上で、できることプラス規制は最低限としてやっていきますというスタンスをガイドラインで示していけるといいかなと思います。

モデル契約書も今のところは特定公益信託を想定してというものだったと思いますけれども、例えば運用をより高度なものにするときにはどういった条文の書き方があるかなみたいなことを書いていく。先ほど申し上げたような、できる、こうしたらいよいよみたいなものが入ってくるといいし、よりクリエイティブなやり方もあり得るのだということを示していければいいのではないかなと思います。

あとは、4のその他施行に当たって事前に検討すべきということですが、大まかな話として感じているのは、信託の側の規律のロジックと公益法人の規律のロジックがあるのです。両方ともが入っていくと本当に網の目のようになって何も通らなくなってしまうということもあるので、ある程度両方入ってくるのは分かりますが、少しずつ間引いていくということも考え方としては大事になってくるかなと思います。信託銀行の方がこれは信託銀行としてはできないですよということを、ここではできないということを重視というか考えた上で考えていく必要があるのかなと感じていたということです。

自由討論なので本当に自由に言いましたけれども、そういったことを考えられればいいかなと思いました。

○湯浅座長 御意見ありがとうございます。

では、松元参与、御意見がございましたらお願いできますでしょうか。

○松元参与 終了時刻を過ぎておりますのに挙手して申し訳ありません。

私も1点だけなのですが、今の溜箭先生が御指摘くださった点と重複するのですが、けれども、特定資産公益信託のところでもさっきコメントをさしあげたところですが、現状だと従来型のものは基本は特定資産公益信託になるでしょうということが想定されていて、そして、特定資産公益信託の場合には今回の案2で財産を増やしてはいけませんという規律が課されてくるということになって、本当に果たしてそれは望ましい方向なのかという、そうではないのではないかなと思っています。

溜箭先生もおっしゃっていたように、やはりこれから特定資産公益信託のほうの方が簡便だということでみんなが特定資産公益信託を使うようになると、お金をそもそも増やすことができない仕組みになっているし、もしちょっと増えてしまったとしても、財産が増えないように使い切らなくてはならないというルールになっているということで、日本の公益信託はデフォルトとしてはお金は増やさない、運用はしないのだという方向にどうしても流れてしまうのではないかなという点を懸念しています。ただ、そこは事務局の整理というか法律の立てつけによると、特定資産公益信託ではないほうの一般の公益信託を使ってや

ればできるよということなので、むしろそちらに誘導していくようなことがある程度必要なのではないかなという気がしています。

岡本参与からの御指摘にもありましたけれども、海外だと、どちらかというとちゃんと運用して増やさないことのほうが問題だと考えられることが多いわけですが、それに対して、日本で現状設定されている公益信託がおそらく新制度の下では特定資産公益信託になるということを考えると、デフォルトはお金は増やさない、減らすほうなのだというのがすごく強く出てしまっているような感じがしていますので、お金を増やすことは公益に使えるお金が増えるということなので、むしろ公益信託のこれからの市場規模というか規模感を増やしていこうと思ったら、どんどん公益信託にお金を入れてもらって、かつ、それを減らさないようにどんどん運用してもらって、公益信託の全体の規模、日本全体での運用資金を増やしていく方向が望ましいと思います。そういう意味でも、一般の公益信託の仕組み、財産規律がかかっているほうの公益信託の仕組みについて、むしろ元本はできるだけ維持して、かつ永続的に公益のために支出ができるような信託というのをつくりやすいようなガイドラインとかモデル契約書というものがぜひあるといいなと思います。

デフォルトが特定資産公益信託というのではなくて、どちらかというと運用能力がある受託者とか、あるいは一定規模以上の財産がある、運用をプロに頼めるぐらいの資産があるという信託については、どんどん運用していってもらいたいということも考えていただきたいなと思います。その意味でも、この自由討議の「モデル契約書等を作成することが望ましい類型」というところで、元本は基本的には取り崩さず、場合によって多少取り崩すことも禁止はされないけれども、元の元本を年々運用して、永続的に続くことを想定しているような信託のモデル契約書というものも一本作っていただけると、こういうやり方もやっていたいのとか、できるのだということにつながるといいますので、ぜひもう一つそういうモデル契約書を作っていただけると大変ありがたいと思います。

繰り返しになるのですが、デフォルトが公益信託というのは資産運用はしないのだという方向になることはどうしても避けたいなと思っています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○湯浅座長 松元先生、ありがとうございます。

多分デフォルトが特定資産公益信託ではないとは思いますが、特殊なので、重ねて説明したのでそういうふうに見えてしまったのかもしれませんが。見せ方は気をつけたいと思っています。

では、局長、お願いいたします。

○高角局長 事務局長の高角です。

時間を過ぎてしまっておりますので、2点だけ申し上げたいと思います。

まず、前半の財務規律の関係について、いろいろ御議論いただきましたけれども、その中で、公益事務割合の80%というのは特に確たる根拠があって置いた数字ではないのですが、常識的に考えて7割とか8割ではないかというところから始まっておりますので、そ

こは実態と合わせて調整が必要な部分かなと。ある程度こういうことでこの数字を置いているのだという考え方が明確にお示しできるような形にする必要があると思います。

規模別にとりか業態別に基準を変えるという考え方も大変参考になりますけれども、ではそれぞれの規模別にどういう線引きをするのかと考え出すと、それはなかなか難しいことでもあると。そういう中でどう考えていくのだろうかと思っております。

もう1点は、これは全体を通じた話なのですが、特に受託者の要件とか開示の範囲について、できるだけハードルを低くして間口を広く取っていく。それでいろいろな人が入ってきて、失敗してもいいではないか、事故が起こってもそれはしょうがないではないかというのも一つの考え方としてよく分かるのですが、一方で、制度の信頼性を確保すること、特に行政としては認可をした責任というのにもかかってくるわけでありまして。

逆に、縛り過ぎて誰も入ってこないということになると、結局この制度は失敗だったねということになってしまいますので、両者の兼ね合いでどこまで行政として腹をくくれるかというところで考えていくべき問題なのかなと思っております。

ほかにもいろいろありますけれども、引き続き議論させていただければ幸いです。ありがとうございます。

○湯浅座長 まだまだ議論は尽きないところかもしれませんが、もし何か御意見がございましたら、また書面で出しいただければと存じます。

ということで、皆様方、御意見をいただきましてありがとうございます。

皆様からいただきました御意見などを事務局で整理していただきたいと存じます。

以上で議事関係を終わらせていただきます。

それでは、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○古谷企画官 3点事務連絡を申し上げます。

1点目になります。本日配付した資料については、新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の議事概要及び議事録を作成いたします。会議資料、議事概要及び議事録は公益法人インフォメーションにて公表する予定でございます。

2点目でございます。次回の第3回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の開催につきましては、令和7年3月21日の午前10時から開催させていただく予定です。

3点目になります。先ほど座長からお話もありましたが、本日御発言し切れなかった御意見等につきましては、メール等で随時伺いできればと思っております。いただきました御意見等は次回の研究会にまとめて提示させていただき、議事録等に記録することを考えておりますので、御承知おきいただけましたら幸いです。

以上でございます。

○湯浅座長 それでは、これで第2回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を終了させていただきます。

皆様方には積極的な御議論をいただきまして、ありがとうございました。